

奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画  
(第4次)



奈良県

平成30年3月



## 目次

### I 基本的な考え方

1 基本理念	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画期間	2
5 計画の推進(市町村等との連携・協力)	2
6 計画の進行管理	2

### II 計画の施策体系

3

### III 計画の内容

#### 基本目標1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備

(1)配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化	4
(2)市町村におけるDV対策の促進	5
(3)民間団体等関係機関との連携	6

#### 基本目標2 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

(1)県民への意識啓発	7
(2)学校・家庭・地域での人権教育の推進	8
(3)再発防止に向けたDV加害者への取組	9

#### 基本目標3 DV被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化

(1)早期発見・通報体制の充実	10
(2)DV被害者が相談しやすい環境整備	11
(3)信頼できる相談員等の育成	12
(4)苦情処理体制の整備	12

#### 基本目標4 DV被害者を迅速安全に保護する体制の強化

(1)一時保護体制の強化	13
(2)DV被害者が安心できる安全な保護体制の確保	13

#### 基本目標5 DV被害者の自立に向けた支援の強化

(1)総合的な支援の強化	15
(2)就業支援の強化	16
(3)住宅支援の強化	16
(4)同伴する子ども等への支援の強化	17

資料編	19
-----	----



# I 基本的な考え方

## 1 基本理念

誰もが安全・安心に暮らせるDVのない地域社会をめざす。

## 2 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVの被害者は多くの場合女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるものとなっています。

DVは、被害者の生命や身体に危害を及ぼしたり、精神的に有害な影響を及ぼす危険性が高いにもかかわらず、家庭内において発生することが多いため潜在化しやすく、外部から発見されにくい状態にあり、DVのある家庭では、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう面前DVなど、こどもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力その他のこどもに著しい心理的外傷を与える言動を含め、その子どもへの虐待も併行して発生している場合が多くみられます。近年は、DVに対する意識の高まりとともに、交際相手からの暴力(以下「デートDV」という)や精神的DVに対する訴えも増加しており、DVへの対策は喫緊の課題となっています。

DVに関係する法制度としては、平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という)」が制定され、その後、3回の改正を経て、市町村の取組促進、保護命令制度の拡充、配偶者暴力相談支援センターの役割強化、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法律を準用すること等が定められました。

本県では、平成13年に「奈良県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成28年度からの5年間を計画期間とする「奈良県女性の輝き・活躍促進計画(第3次奈良県男女共同参画計画)」において、基本施策に「DV等の防止対策」「デートDV等の防止対策」等を位置づけ、男女共同参画社会の実現に向け、女性に対するあらゆる暴力をなくすための取組を進めています。

また、DV被害者支援の取組として、DV防止法の制定以前より、婦人相談所においてDV被害者の相談や保護を行ってきました。平成14年4月からは、中央こども家庭相談センター内に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、高田こども家庭相談センターや女性センターと併せて相談体制を充実し、相互に連携を図りながらDV被害者の支援を行っています。また、平成25年4月には、「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」を策定し、DV被害者に対して相談・保護、自立支援等の総合支援を行ってきたところです。

このたび本県では、「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」を策定し、誰もが安全・安心に暮らせるよう、DVを容認しない社会の実現のため、県民に対して理解と協力を求めるとともに、県、市町村及び関係機関等が、相互に連携・協力を図り、さまざまな観点から幅広くDV対策の取組をより一層推進します。

※本計画において、DVとは、DV防止法に定義されている「配偶者からの暴力」に、デートDVを加えたものをいいます。

### 3 計画の位置づけ

- (1)この計画は、広範多岐にわたるDV防止及び被害者支援対策を総合的、計画的に推進するため、DV防止法第2条の3第1項に基づき策定するものです。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)(抄)  
(都道府県基本計画等)  
第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。  
2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。  
一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針  
二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項  
三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項  
3(略)  
4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

- (2)この計画は「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」等での意見聴取を経て策定しています。

### 4 計画期間

この計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

※法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じ見直しを行います。

### 5 計画の推進(市町村等との連携・協力)

- (1)県及び市町村は、この計画の趣旨に沿って、施策を推進します。

- (2)県、市町村及び民間団体等は、連携協力を図り、情報提供や研修機会を設けながら、計画で示した施策を推進していきます。

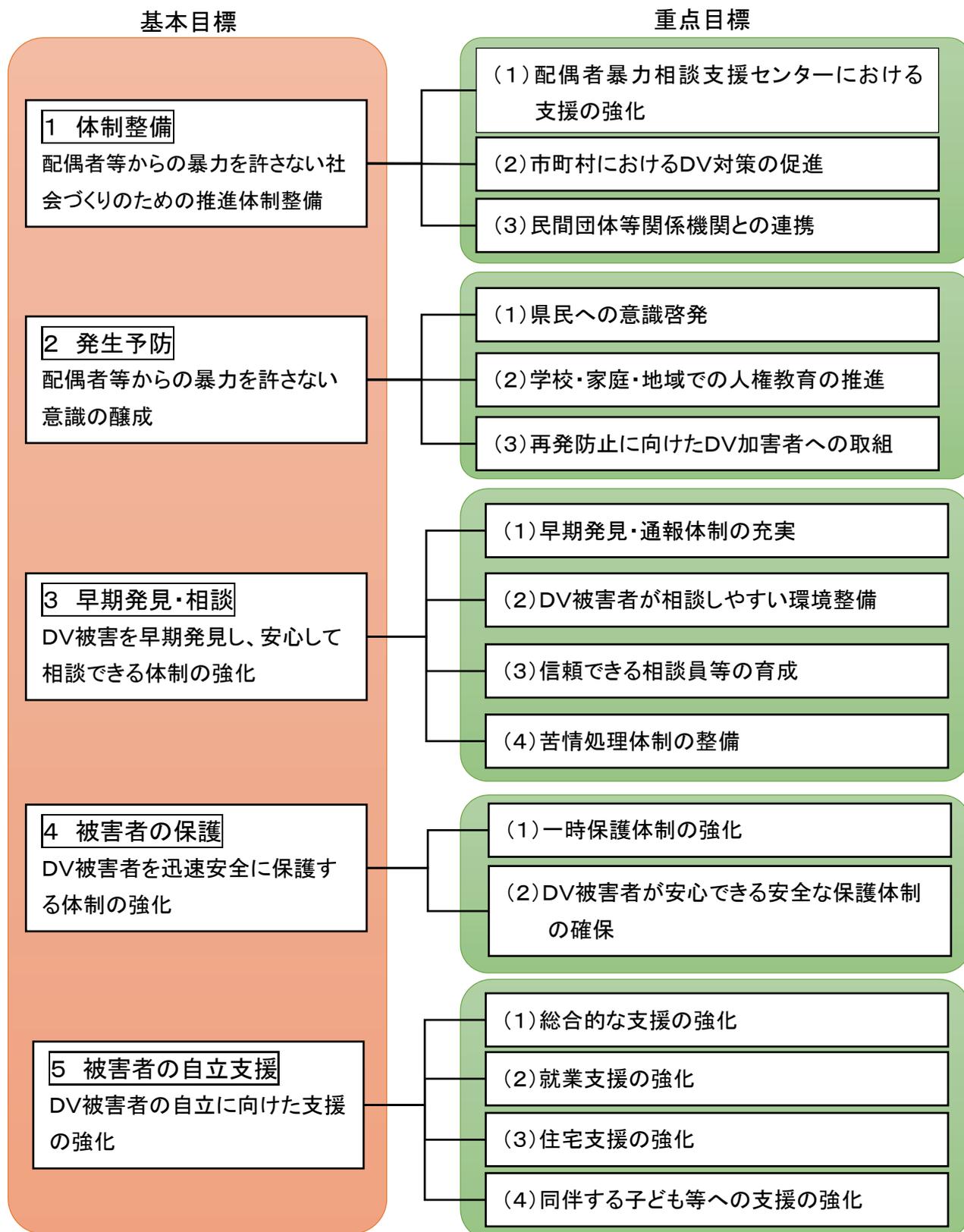
また、県は本計画に基づく施策を実施する上で、県民及び団体に対して理解と協力を求めます。

### 6 計画の進行管理

「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」において、計画で示した施策の実施状況を報告し、意見を求め、進行管理を行っていきます。

## II 計画の施策体系

### 奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)



### Ⅲ 計画の内容

#### 基本目標1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備

DVを未然に防止するとともに、万一、DVが発生した際には、いち早く被害を発見し、適切な支援につなぐため、県、市町村のみならず、民間団体等関係機関が、DVを許さない社会づくりのための推進体制を整備し、それぞれの役割を果たすとともに、「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」のもと緊密に連携した取組を進めます。

#### (1) 配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化

##### 【現状と課題】

県中央こども家庭相談センター内に設置した「配偶者暴力相談支援センター」は、県内におけるDV防止と被害者支援の中核施設として、市町村等関係機関と連携し、被害者からの相談受付や、被害者と同伴する子ども等の一時保護、被害者の自立支援等を行っていますが、近年、被害者の抱える問題は、複雑化・多様化しています。

このような課題に対応するため、配偶者暴力相談支援センターを中心として、県内の関係機関が連携して、各機関が一層力を発揮できるよう、関係機関への支援等に取り組む必要があります。

##### 【取組方針と具体的施策】

配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談に対応する職員の資質向上、一時保護や自立支援等における関係機関との連携強化に取り組み、県内におけるDV支援の中核施設として機能強化に努めます。

#### ① DV被害者支援のワンストップ化、福祉制度等の効果的な活用の推進

配偶者暴力相談支援センターは、各相談機関における「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」の有効活用を促進するとともに、様々な福祉制度等の効果的な活用を推進します。

#### ② 相談員の資質の向上に向けた研修

配偶者暴力相談支援センターは、多様化しているDV被害者の相談ニーズを的確に捉え、共に考え、支えていくために、市町村等の窓口も含め相談対応職員の資質向上のための研修を行います。

#### ③ 市町村や関係機関等との連携によるDV被害者支援の強化

配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者との円滑な相談援助関係の形成に努めながら、市町村や関係機関等と密に連携して被害者を支援します。また、市町村や関係機関等がより柔軟で機動的な被害者支援を行えるよう、情報提供の充実を図ります。

#### ④ DVの相談事例及び一時保護の被害者状況の分析、分析を踏まえた支援の充実

県は、より迅速・的確なDV被害者支援を実現するため、過去の相談事例や一時保護の被害者の状況等について統計・分析等を行い、市町村等関係機関へ提供します。

## **(2)市町村におけるDV対策の促進**

### **【現状と課題】**

市町村は、DV被害者に最も身近な行政主体として、相談の受付、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等について重要な役割を担っています。県が平成29年度に実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」(以下「アンケート調査」という。)においても、行政機関の相談窓口について相談をしやすいするためには、約6割の方が「DV被害者にとって身近な相談窓口を増やす」とことと回答しており、住民に最も身近な市町村の役割が期待されています。

そのため、市町村において、住民のニーズに対応し、DV被害者支援をはじめDV対策へ積極的な取組が求められています。

### **【取組方針と具体的施策】**

県は、市町村に対し、DV対策の強化を促進するとともに、市町村の取組に必要な助言その他の支援を行います。

#### **①市町村基本計画の策定促進**

県は、市町村におけるDV防止と被害者支援の基本計画の策定を促進するとともに、計画の策定にあたり、市町村からの求めに応じて個別の相談に対応する等支援を行います。

#### **②市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進**

県は、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、センターの設置にあたり、市町村からの求めに応じて個別の相談に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターでの研修受入れ等支援を行います。また、センター設置までの間における、市町村DV相談窓口への女性相談員や専門知識を有した相談員の配置促進を図ります。

#### **③市町村職員等を対象としたDVの理解を深める研修会開催**

県は、DVの理解を深めDV対策の充実につなげるため、市町村職員等を対象とした研修会を開催します。

#### **④「DV相談の手引き」を活用した、市町村の相談業務等への支援**

県は、「婦人保護・配偶者等からの暴力相談対応の手引き」の充実を図り、これを活用し市町村の相談業務を支援します。

#### **⑤県と市町村等との情報共有の推進**

県と市町村等は、担当者会議等の場や情報通信ネットワークを活用して、DV被害者保護等に関する情報の共有を推進します。

### **(3) 民間団体等関係機関との連携**

#### **【現状と課題】**

DV防止や被害者支援は、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等公的な機関だけでなく、民間団体も相談機関として、大きな役割を担って取り組んでいます。しかし、DVは家庭内において発生することが多いため潜在化しやすく、外部からは発見されにくい状況にあります。

そのため、効果的にDVを未然に防ぐとともに被害者支援に取り組むためには、今後とも官民の区別なく地域の関係機関が一丸となって緊密に連携を図り、幅広い体制で取り組む必要があります。

#### **【取組方針と具体的施策】**

県は、「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」を核として、民間団体等関係機関の相互連携のより一層の強化を図ります。また、様々な機関の特性を活かした取組の拡充に努めます。

#### **①民間団体等関係機関におけるDV被害者相談等の実施**

民間団体等関係機関は、それぞれの特性や専門的知識を活かし、電話や窓口等において、DV被害者相談等を実施します。

#### **②民間団体等関係機関がより柔軟で機動的なDV被害者支援を行うための情報提供**

県、市町村及び民間団体等関係機関は、より柔軟で機動的なDV被害者支援を行うため相互に情報提供を行います。

#### **③民間団体等関係機関の協働・連携による取組の拡充**

県、市町村及び民間団体等関係機関は、それぞれの特性を活かし、DV防止に向けた啓発活動や支援など、協働・連携による取組を実践します。

## 基本目標2 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

DVの未然防止に向け、性差別や暴力による支配欲、暴力加害へのためらいのなさ等、DVの要因となる価値観の形成を阻害し、DVを許さない意識の醸成を図るため、様々なツールや機会を活用した県民への意識啓発や学校・家庭・地域での人権教育を推進するとともに、加害者に対して再発防止に取り組みます。

### (1) 県民への意識啓発

#### 【現状と課題】

DVという言葉自体は広く知られるようになってきましたが、暴力にあたる行為の具体例に関する認知度は低い状況にあります。アンケート調査では、DVという言葉は約8割の方が認知していましたが、DV防止法の内容まで知っている人は、2割強にとどまっています。また、どのような行為がDVにあたるかということについても、「他の異性との会話やメールを許さない」「何を言っても長期間無視し続ける」等の精神的DVについて、「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した方が4割以下であり、十分に認識されていないことがわかりました。

そのため、今後も、DVについて県民に深く理解されるよう、様々な機会や媒体を活用して情報発信を行うことが重要です。

#### 【取組方針と具体的施策】

県、市町村及び関係機関等が連携し、様々な機会や媒体を活用して幅広く県民にDVに関する周知・意識啓発を行います。

#### ① パープルリボンキャンペーンの推進(国の「女性に対する暴力をなくす運動」との連携促進)

県は、国が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」と連携し、パープルリボンキャンペーン(各国で行われている、暴力のない社会を目指す運動)を実施することにより意識啓発を推進します。

#### ② 暴力防止に関するフォーラムや、広く県民が人権問題を身近に考える学習の機会となるイベント等の開催

県は、県民に精神的DVなど様々なテーマに関する深い理解を促すため、暴力防止に関するフォーラムや、広く県民が人権問題を身近に考える学習の機会となるイベント等を開催します。

#### ③ 啓発リーフレット、ホームページ、講座等、様々なツールによる情報提供・意識啓発

県は、県内のコンビニエンスストアや大型商業施設等に設置する「DV相談窓口周知用カード」、啓発リーフレット、ホームページ、講座等、様々なツールによりDVに当たる行為の具体的事例や、DVを受けた場合の対処方法、相談窓口で受けられるサービス等の情報提供を行い、DVに対する県民の、より深い理解が得られるよう意識啓発を推進します。

## **(2)学校・家庭・地域での人権教育の推進**

### **【現状と課題】**

DVの根底には人権の軽視があるため、DVをはじめ暴力や、つきまとい行為、セクシャル・ハラスメント等、あらゆる人権侵害を許さない意識を醸成するとともに、様々な人権侵害に対して適切に対応できる能力を培うことが重要です。

そのためには、家庭・学校・地域等それぞれが、子どものうちから、きめ細かい人権教育を行うことが必要です。特に、近年は、配偶者からの暴力だけでなく、交際相手からの暴力被害やいじめ等、若年層における人権侵害が問題となっていることから、若年層に対して、身近な問題であるデートDV等に関する教育を行うことが必要になっています。

### **【取組方針と具体的施策】**

県は、互いに人権を尊重し、DVなどのあらゆる暴力を容認しない社会を目指し、子どもの発達段階に応じて、学校をはじめ、家庭、地域等における人権教育を推進します。

#### **①学生に対する啓発キャンペーンの実施及び、学校のスクールカウンセラー等による相談の推進**

県は、学校に出前講座等を行うなど、中・高校生や大学生等に対してDV防止に向けた意識啓発キャンペーンを行います。また、暴力のみならず多様な悩みについて、スクールカウンセラー等による相談を推進します。

#### **②デートDVの未然防止等に向けた啓発活動の推進**

デートDVについての認知度が低い(アンケート調査によると、全年齢層の約4割、20歳未満の約2割の方は、デートDVについて「言葉があることを知らなかった」または「内容はよく知らない」等と回答。)ことを踏まえ、県は、学校等との連携や、若年層の多く集まるイベント等の場の活用などにより、デートDVの未然防止のための啓発活動を強化します。

また、異性への執拗なつきまといや待ち伏せ、交際の要求、連続した電話やメール、セクハラ等の未然防止のための啓発活動を強化します。

#### **③生涯学習、地域における人権学習の推進**

各関係機関は、地域での人権の取組の核となる人材の養成等のため県民希望者に対して講座を開催するなど、地域における人権学習を推進します。

### **(3)再発防止に向けたDV加害者への取組**

#### **【現状と課題】**

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、アンケート調査によると、DV加害経験のある者の約4人に1人は、現在も暴力を振るうことがあるという現状があります。

そのため、DVの再発や暴力の次世代への連鎖を防止するとともに加害者の更生を図るため、加害者の意識改革を図り、加害行為を繰り返すことがないように働きかけることが必要です。

#### **【取組方針と具体的施策】**

県は、DV加害者に対して、再び加害者となることがないように、更生を図るための立ち直りの支援に取り組めます。

#### **①再発防止のためのDV加害者向プログラム等の実施**

県は、関係機関と連携しながら、DV加害者の再発防止のために、加害者を対象とした集団による心理・教育プログラム等を実施します。

#### **②DV加害者が相談できる相談窓口の整備**

県は、関係機関と連携しながら、DV加害者が相談できる窓口の整備及び利用に向けた周知を図ります。

また、窓口の市町村職員や相談員を対象にDV加害者の特徴やDV加害者向け教育プログラムについての知識を深める研修を実施するなど相談窓口の対応力の向上を図ります。

## 基本目標3 DV被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化

外部からの発見が困難なDVを早期に発見し、適切な支援につなげるため、県民へのDV発見・通報のための意識啓発や、関係機関による見守り・連携の取組を推進するとともに、被害者が安心して相談でき、信頼のおける相談体制の強化に取り組みます。

### (1) 早期発見・通報体制の充実

#### 【現状と課題】

DVは、家庭内で行われることが多く、一見して外部から発見することが困難なうえ、加害者からの報復のおそれや家庭の事情等の理由により、被害者が支援を求めることをためらうケースも多くあります。アンケート調査によると、DVについて相談できる窓口を知っている人は約4割にとどまり、また、DV被害経験者のうち約4割の方は、どこにも相談していないという結果が出ています。

そのため、DV被害者の近親者や友人知人になり得る県民や、被害者を発見しやすい立場にある職務関係者による通報が適切に行われるよう取り組むことが必要です。

#### 【取組方針と具体的施策】

県は、DVについての理解と通報の必要性についての県民への周知や、関係機関との連携強化により、DVの早期発見・早期通報につなげます。

#### ① 県民や関係機関に対するDV発見・通報のための広報・啓発

県は、県民や関係機関に対して、DVに関する相談窓口の場所や受けられるサービス等の周知を図るとともに、相談・通報の重要性を理解してもらうため、DVにあたる行為をわかりやすく解説したDV防止パンフレットやカードの配布等、様々なツールや機会を活用した広報・啓発を実施します。

#### ② 医療機関との連携強化(DV被害者対応マニュアルの活用)

県は、DV被害者を発見しやすい立場にある医療機関と連携し、DV被害者対応マニュアル等を活用して、早期発見、早期通報につなげます。

#### ③ 民生委員・児童委員活動の推進

県は、奈良県民生児童委員連合会と連携し、民生委員・児童委員の地域における見守り活動等を通じてDVの早期発見、早期通報につなげます。

#### ④ 職務関係者への周知・啓発

県は、保健・福祉・保育・教育等の職務関係者がDVに関する相談や通報を受けたとき、直ちに被害者に適切な対応を取れるよう周知・啓発を行います。

## (2)DV被害者が相談しやすい環境整備

### 【現状と課題】

DV被害者からの相談は、県こども家庭相談センターや女性センター、警察、各市町村の相談窓口、国の相談窓口や民間団体等で行っています(後掲「支援マップ・関係機関一覧表」参照)。

DV被害者は多くの場合は女性ですが、DV被害者の性別、国籍、年齢、障がいの有無等状況の多様化にも対応し、それぞれの状況に即して相談ができる体制をつくる必要があります。

### 【取組方針と具体的施策】

各相談機関は、多様なDV被害者の人権に配慮し、誰もが気兼ねなく相談できるよう、相談環境の整備・充実を推進します。

#### ①性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの整備

県は、性犯罪・性暴力被害者が被害直後から様々な支援を個別に説明することなく受けられるよう、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの整備を推進します。

#### ②様々な相談ツールの充実(デートDVメール相談等)

県は、高校生や大学生等の若年層を中心としたデートDVメール相談や、中高生対応メール相談など、スマートフォン等から気軽に相談できる環境を充実します。また、出張相談など相談機会の拡充を図ります。

#### ③警察による相談体制の充実

警察は、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう、夜間・休日を含めて女性職員による相談対応を充実させるとともに、被害者の心情に配慮した相談の実施等、被害者が相談しやすい環境整備に努めます。

#### ④女性相談員の配置推進

各相談機関は、女性相談員の配置を促進するとともに、相談員を対象に技術の向上を図るための研修を実施します。

#### ⑤各相談機関との連携強化、相談窓口の充実

各相談機関は、県内相談機関の適切な対応に向けて、DV相談者の状況に応じて相談機関の連携を図るとともに、相談員を対象に資質の向上を図るための研修を実施します。また、必要に応じて母国語の通訳の確保等、多様なDV被害者への対応を行います。

### **(3)信頼できる相談員等の育成**

#### **【現状と課題】**

DV被害者から相談を受ける場合は、被害者の話を十分に聞いたうえで被害者の立場になり問題解決に向けた助言を行うことが必要です。また、DV被害者の状況やDVそのものに対する理解不足による相談員の不適切な対応によって、被害者がさらに傷ついてしまうといった、二次被害を防止するための配慮も重要です。

そのため、複雑・多様化するDV被害者からの相談を正しく理解し、問題解決が図れるよう、各機関の相談員に対し、専門的知識の習得など資質向上のための研修を実施する等の取組が必要です。

#### **【取組方針と具体的施策】**

各相談機関は、相談員や関係機関等職員の専門的知識習得などの資質向上により、対応力強化を図ります。

#### **①相談員の資質の向上に向けた研修(再掲)**

配偶者暴力相談支援センターは、多様化しているDV被害者の相談ニーズを的確に捉え、共に考え、支えていくために、市町村等の窓口も含め、対応職員の資質向上のための研修を行います。

#### **②DVに関する諸制度、プライバシーの保護等の周知徹底**

県は、各相談機関がDV被害者に適切な対応を取れるよう「婦人保護・配偶者等からの暴力相談対応の手引き」を活用しながら、研修や啓発を行い、DVに関する諸制度の習得、プライバシー保護の徹底等を図ります。

### **(4)苦情処理体制の整備**

#### **【現状と課題】**

DV防止法において、県、市町村及び関係機関等は、DV被害者の保護に係る職員の職務執行に関して被害者から苦情の申し出を受けた時は、適切かつ迅速に処理することと規定されています。

#### **【取組方針と具体的施策】**

県、市町村及び関係機関等は、DV被害者等からの苦情に対して、被害者の人権を守るため、迅速かつ適切に対応します。

#### **①迅速かつ適切な苦情処理**

県、市町村及び関係機関等は、DV被害者の保護に関することに対して、被害者等からの苦情の申し出があった場合は、被害者の人権やプライバシーに最大限の配慮を行い、必要に応じて各関係機関が連携を図りながら、迅速かつ適切に対応します。

## 基本目標4 DV被害者を迅速安全に保護する体制の強化

DV被害者及び同伴する子ども等を加害者から守り安全を確保するため、夜間休日を含めた24時間体制で迅速に一時保護への対応を行うとともに、被害者及び同伴する子ども等が安全で安心な保護を受けられるよう体制の強化に取り組みます。

### (1) 一時保護体制の強化

#### 【現状と課題】

配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者に更なる被害が及ぶことを防ぐため、緊急的な保護が必要な場合、被害者本人の意思に基づいて一時保護を行っています。

その場合は、DV被害者本人や同伴する子ども等のおかれている状況を勘案し、警察、福祉事務所等の関係機関と緊密な連携を図りながら、迅速安全に、被害者及び同伴する子ども等を加害者の追及から保護することが必要です。

#### 【取組方針と具体的施策】

配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者及び同伴する子ども等を加害者から守るため、安全かつ速やかに一時保護を実施します。

#### ① 関係機関と連携した、DV被害者及び同伴する子ども等の安全かつ速やかな一時保護

配偶者暴力相談支援センターは、警察、福祉事務所等の関係機関と緊密な連携を図りながら、夜間休日を含め24時間体制で安全かつ速やかに、DV被害者及び同伴する子ども等の一時保護を実施します。

#### ② 保護命令申し立てへの支援

配偶者暴力相談支援センターは、一時保護終了後のDV被害者と同伴する子ども等の安全確保のため、一時保護中の被害者が裁判所に保護命令を申し立てる場合、書類作成や裁判所への同行等の支援を行います。

### (2) DV被害者が安心できる安全な保護体制の確保

#### 【現状と課題】

一時保護を利用するDV被害者と同伴する子ども等は、心身ともに傷ついていることが多く、また、加害者から追及を受けることも少なくありません。また、DV被害者の年代や性別等は多様化しています。

そのため、DV被害者や同伴する子ども等に対するこころのケアや、加害者の追求から守るための取組の継続が求められます。また、あらゆるDV被害者が人権に配慮した支援を受けられるよう体制を確保する必要があります。

## 【取組方針と具体的施策】

配偶者暴力相談支援センター及び警察は、DV被害者及び同伴する子ども等が安心できる安全な保護体制を確保します。

### ①DV被害者及び同伴する子ども等に対するこころのケアの充実

配偶者暴力相談支援センターは、一時保護中のDV被害者及び同伴する子ども等に対し、必要に応じてカウンセリング等こころのケアを行うとともに、DVに関する正しい知識の習得、意識の育成を図ります。また、同伴する子ども等のこころに注目した関係機関との連携を行います。

### ②関係機関との連携によるDV被害者及び同伴する子ども等の安全確保

配偶者暴力相談支援センターは、相談機関、警察、福祉事務所、学校、保育所等との密な連携により、DV被害者と同伴する子ども等を加害者から守り、安全を確保します。

### ③外国人、高齢者、障害者やLGBT等の人権を尊重した対応の徹底

配偶者暴力相談支援センターは、一時保護中のDV被害者及び同伴する子ども等に対し、母国語の通訳の確保、関係機関への同行支援、その他必要に応じて関係部署との連携を行います。

### ④DV被害者の個人情報を扱う各関係機関における個人情報の適切な管理と保護の徹底

各関係機関は、職員教育等により、個人情報保護法等に基づいてDV被害者の個人情報の適切な管理と保護の徹底を図ります。

### ⑤警察による「DV被害者に対するDV防止法などの分かりやすい説明」と、「DV防止法に基づく、被害の拡大予防、未然防止対応の徹底」

警察は、DV被害者に対してDV防止法などについて分かりやすく説明を行います。DV防止法に基づく被害者からの援助申出や裁判所の保護命令の決定に迅速に対応し、被害の未然防止に努めます。また、警察は、配偶者等からの暴力被害の発生を防止するための措置を講じるとともに、DV被害者に対して助言、指導を行い、加害者の行為が暴行、傷害、脅迫等の犯罪に当たる場合には厳正に対処し、被害者の安全確保を徹底します。

## 基本目標5 DV被害者の自立に向けた支援の強化

DV被害者が加害者から離れて安心して自立した生活ができるよう、経済的基盤を築く就業支援や、生活の拠点を確保する住宅支援、同伴する子どもの学習支援など、被害者が抱える課題の解決に向けた支援の強化に取り組みます。

### (1)総合的な支援の強化

#### 【現状と課題】

DV被害者が自立するためには、後述する就業や住宅の確保、子どもの就学の他にも、様々な理由から関係機関の支援が必要となります。

その場合、各相談機関は、できるだけDV被害者に負担がかからないよう、円滑に関係機関の支援につなぐことが必要です。また、利用できる福祉制度、施設などをDV被害者の立場に立って幅広く検討する必要があります。

#### 【取組方針と具体的施策】

各相談機関は、DV被害者が自立した生活ができるよう、様々な分野の機関と連携し、総合的に被害者のニーズに応じた支援を実施します。

#### ①DV被害者支援のワンストップ化、福祉制度等の効果的な活用の推進(再掲)

配偶者暴力相談支援センターは、各相談機関における「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」の有効活用を促進し、福祉制度等の効果的な活用を推進します。

#### ②法テラス等における法律相談の活用促進

日本司法支援センター(法テラス)等における無料の弁護士相談などの活用促進を図り、DV被害者の自立を支援します。

#### ③母子、父子並びに寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉貸付金制度等の活用

母子、父子並びに寡婦福祉資金貸付金制度や生活福祉貸付金制度等を活用して、DV被害者の経済的な自立を支援します。

#### ④DV被害者の一時保護所退所後の自立に向けた、関係自治体との連携強化

DV被害者が一時保護所退所後、県外で生活する場合も多いことから、県の内外を問わず関係自治体との連携を強化することにより、被害者の自立を支援します。

## (2)就業支援の強化

### 【現状と課題】

DV被害者の早期自立のためには、安定した職業に就き、経済基盤を確立させることが重要です。しかし、アンケート調査によると、過去に暴力被害を受けた方のうち、約3割の方が経済的な不安から離婚を思いとどまっている状況があります。

### 【取組方針と具体的施策】

各相談機関は、ハローワーク等と連携を密にしながら、DV被害者が自立した生活ができるよう、就業支援の強化を図ります。

#### ①母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)等、女性の就業に関する窓口との連携による就業支援

各相談機関は、スマイルセンターや子育て女性就職相談窓口等の女性の就業に関する窓口において実施している、就業相談や就業情報の提供、就業支援講習会の開催等を活用しながら、就業支援を行います。

#### ②ハローワークとの連携による就業促進

各相談機関は、ハローワークやしごとiセンターにおいて実施している、就業相談、情報提供、技能習得講習等を活用しながら、就業支援を行います。

## (3)住宅支援の強化

### 【現状と課題】

一時保護終了後にDV加害者の家に戻らず、新たな生活を始めようとする被害者の自立を支援するためには、住宅を確保し、居住の安定を図ることが重要です。

そのため、公営住宅等を通じた住宅支援を行いDV被害者の住宅の確保に努めることが必要です。

### 【取組方針と具体的施策】

県及び市町村等は、DV被害者が自立した生活ができるよう、住宅支援の強化を図ります。

#### ①県営住宅のステップハウスとしての運用

県は、DV被害者が安住できる住宅が見つかるまでの間、県営住宅を緊急避難的に応募の手続きを経ず利用できるよう運用し、ステップハウスとして提供します。

#### ②公営住宅等における福祉向け住宅の設定

県及び市町村等では、優先入居枠の設定等により、DV被害者が公営住宅に入居しやすくなるよう努めます。

#### (4) 同伴する子ども等への支援の強化

##### 【現状と課題】

DV被害者を一時保護する場合、その子ども等の一時保護も必要になる場合は多く、配偶者暴力相談支援センターでは、被害者本人だけでなく同伴する子ども等の一時保護も併せて行っています(平成28年度一時保護者:DV被害者77名 同伴する子ども54名)。

このような場合、同伴する子どもに対して、精神的なケア等に加えて、一時保護期間中の学習、保育を実施する必要があります。また、子どもが通学する学校や幼稚園、保育所においても、DV加害者に居所が知られることがないよう配慮しなければなりません。さらに、転校等の手続きなどは、関係機関と学校、教育委員会等が連携し、DV加害者に居所を知られないために、子ども等に関する情報を適切に管理することも必要です。同伴する子ども等に対する支援は、DV被害者の自立のために必要であるとともに、支援のなかで、子ども等がDVを含むあらゆる暴力を許さない人権意識を育むことにより、将来のDV防止にも効果があると考えられます。

##### 【取組方針と具体的施策】

配偶者暴力相談支援センターは、各関係機関と連携し、同伴する子ども等への支援の強化を図ります。

#### ①DV被害者及び同伴する子ども等に対するこころのケアの充実(再掲)

配偶者暴力相談支援センターは、一時保護中のDV被害者及び同伴する子ども等に対し、必要に応じてカウンセリング等こころのケアを行うとともに、DVに関する正しい知識の習得、意識の育成を図ります。また、同伴する子ども等のこころに注目した関係機関との連携を行います。

#### ②同伴する子ども等に関する情報の適切管理

配偶者暴力相談支援センター及び関係機関は、DV加害者から子ども等を守り、安全を確保するため、子ども等に関する情報を適切に管理します。

#### ③子どもが安全に就学できるための支援の強化

配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携し、DV被害者に同伴する子どもが安全に就学できるよう、学校関係者、保育関係者、スクールカウンセラー等に対して、DVに関する法制度の周知を図るとともに、教育委員会、学校や保育所と情報共有を図るなど必要な支援を行います。

#### ④同伴する子どもに対する学習支援の充実

アンケート調査において、約3人に1人の方が、DV被害者への支援として、「子どもの保育や教育への支援」が重要と回答されています。配偶者暴力相談支援センターは、一時保護所に保育士を配置するとともに、児童相談所と密接に連携を取りながら、同伴する子どもの保育・学習指導を実施する等、同伴する子どもに対する学習支援を行います。



# 奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)

## 資 料

I 奈良県におけるDVの現状	21
II 配偶者等からの暴力に関する調査結果	27
III 支援マップ・関係機関一覧	63
IV 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	69
V 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針(概要)	81
VI 配偶者等からの暴力被害者支援協議会設置要綱	89



# I 奈良県におけるDVの現状

## 1. 相談件数の推移

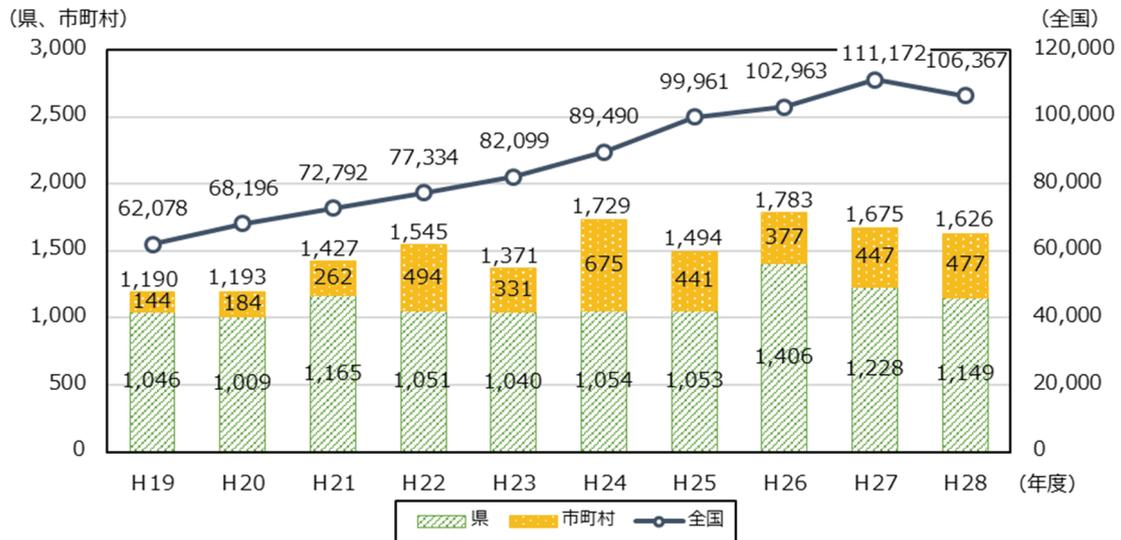


図 1 相談件数の推移 (全国・県・市町村)

- ・奈良県のDVに関する相談件数は、減少傾向であり、平成28年度は1,626件であった。
- ・全国的には、平成27年度まで増加傾向であったが、平成28年度は106,367件となっている。

## 2. 奈良県の相談機関における相談件数の推移

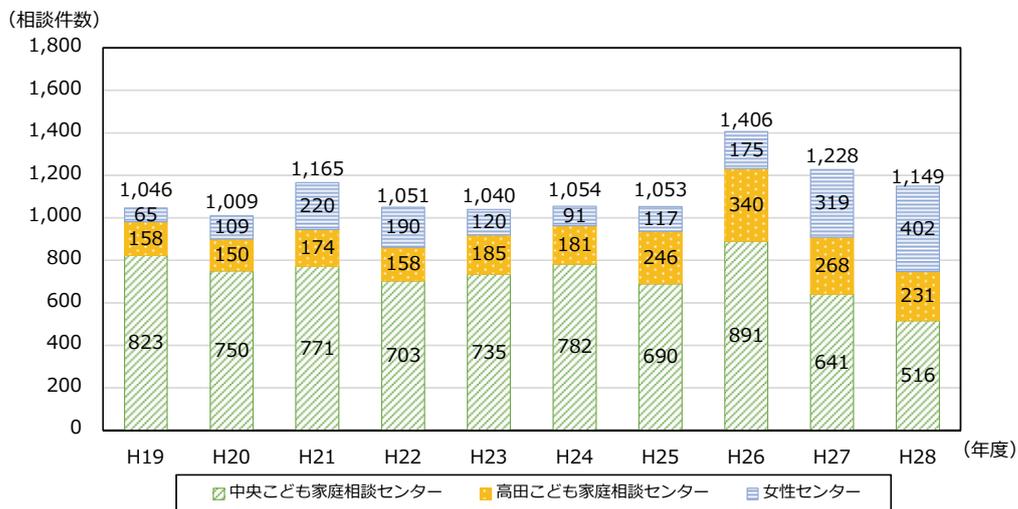


図 2 奈良県の相談件数の内訳

- ・奈良県におけるDVに関する相談件数は、平成26年度の1,406件をピークに減少傾向であり、平成28年度は1,149件であった。
- ・女性センターの相談件数は、平成26年度以降、心理的なDVに対する社会的認知の広がりにより増加している。

### 3. 奈良県警察における相談等件数の推移

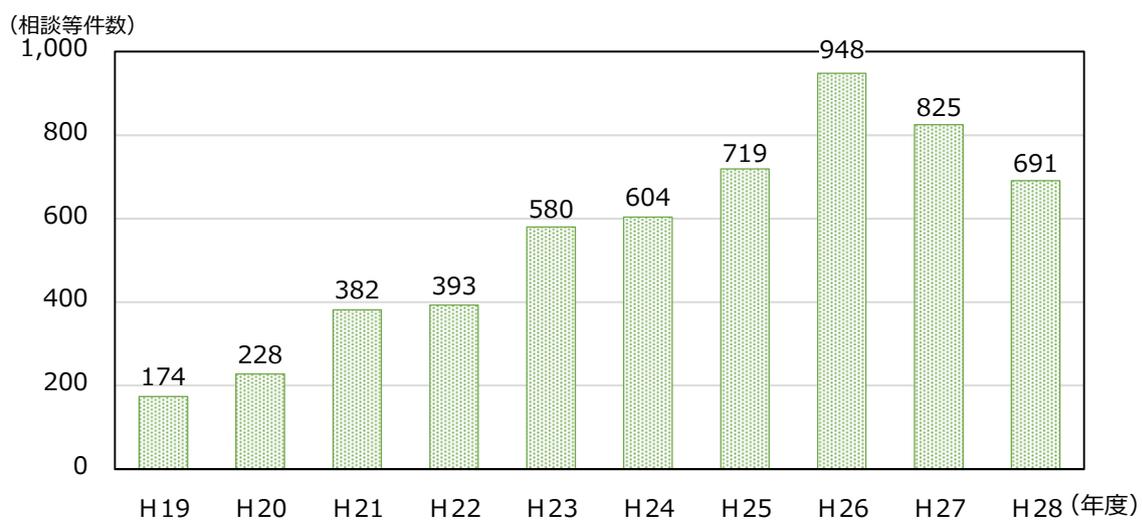


図 3 配偶者からの暴力事案等の相談等件数

- 配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、平成 28 年 691 件（前年比▲134 件）と減少したものの、高水準で推移している。

#### 4. 加害者の内訳

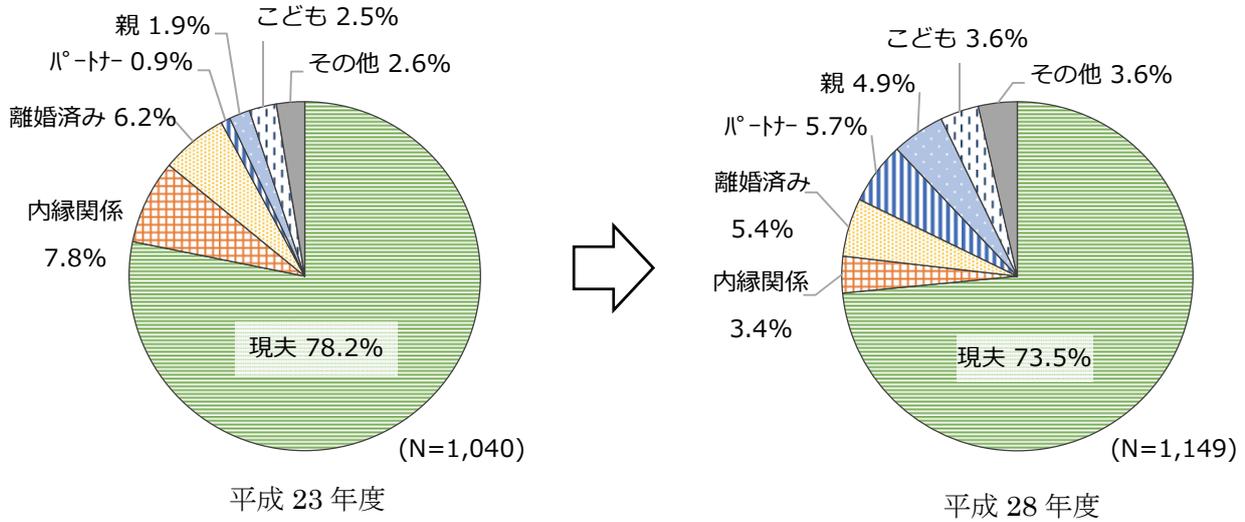


図 4 加害者の内訳

- ・平成23年度、平成28年度のどちらも、「現夫」が最も多く、7割以上を占めている。
- ・平成23年度と平成28年度を比較すると、「パートナー」、「親」、「こども」の割合が増加している。

(参考：分類内訳)

分類	解説	他分類との相違点
1 現夫	法律婚状態にある配偶者	
2 内縁関係	事実婚状態にある配偶者 届出不明	
3 離婚済み	離婚済み（事実婚解消済み） 婚姻関係中から暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受けているケース	婚姻関係中は暴力がなく、離婚を機に暴力や、迷惑行為が開始されたケースは、ストーカーもしくは、その他の者からの暴力に計上される (この二つの分類は行為態様による)
4 パートナー	【交際相手（同居）】 生活の本拠を共にする交際相手	事実婚との違いは、本人の婚姻の意思
	【元交際相手（同居）】 交際中から暴力を受け、関係終了後も引き続き暴力を受けているケース	交際関係中は暴力がなく、離婚を機に暴力や、迷惑行為が開始されたケースは、ストーカーもしくは、その他の者からの暴力に計上される (この二つの分類は行為態様による)
	生活の本拠を共にしていない、交際相手一般、交際中に限る	元交際相手(同居を除く)からの暴力はストーカー、その他の暴力へ分類
5 親	親からの暴力	
6 こども	子からの暴力	
7 その他	知人・友人等からの暴力	

## 5. 被害者の年齢

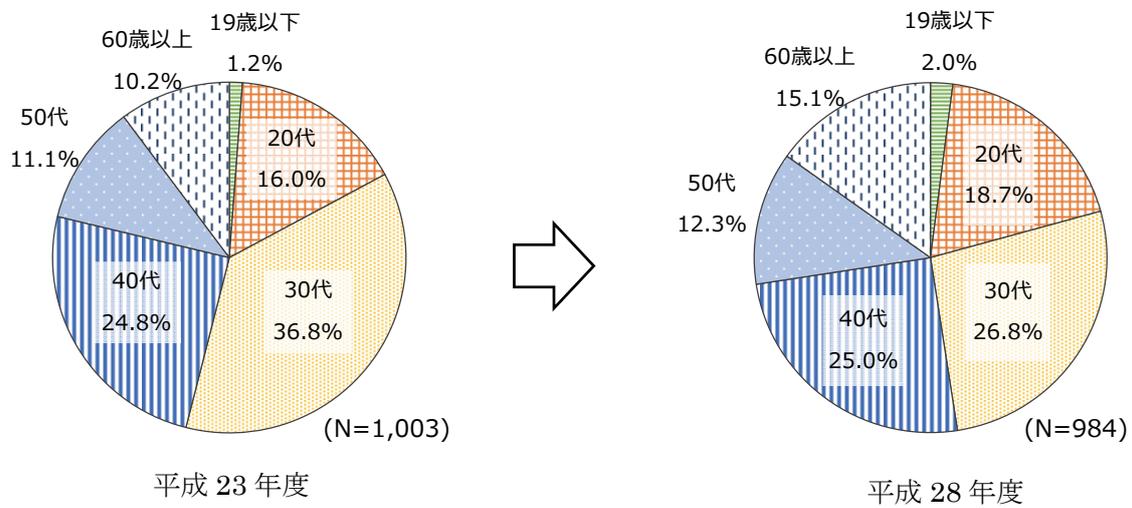


図 5 被害者の年齢構成割合

- ・平成 23 年度、平成 28 年度のどちらも、「30 代」が最も多く、3 割前後である。
- ・平成 23 年度と平成 28 年度を比較すると「40 代」以上が増加しており、特に「60 歳以上」が増加している。

## 6. 一次保護の推移

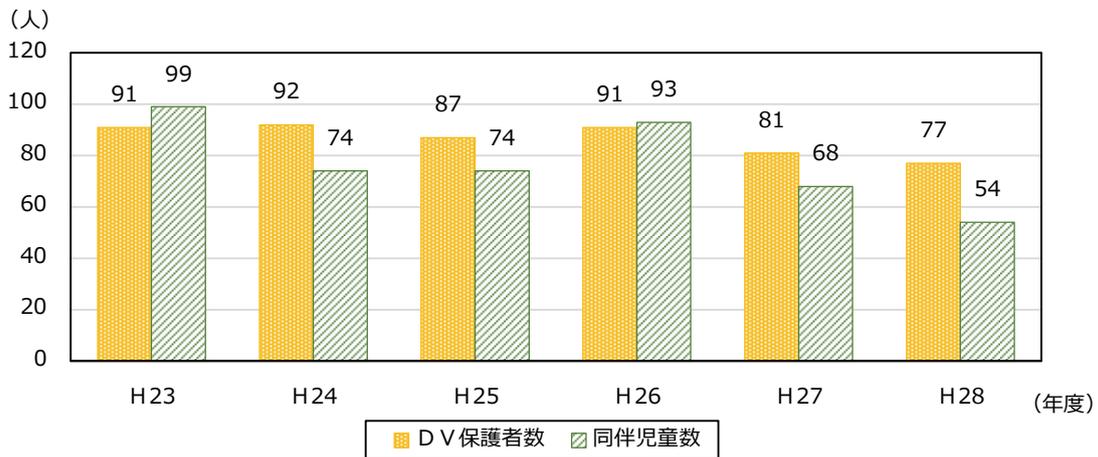


図 6 暴力による一時保護者の推移

- ・暴力による一時保護者は、平成 26 年度から減少傾向であり、平成 28 年度は 77 人である。
- ・また、「同伴児童数」が減少しており、平成 28 年度は 54 人であった。

## 7. 一次保護の受付経路

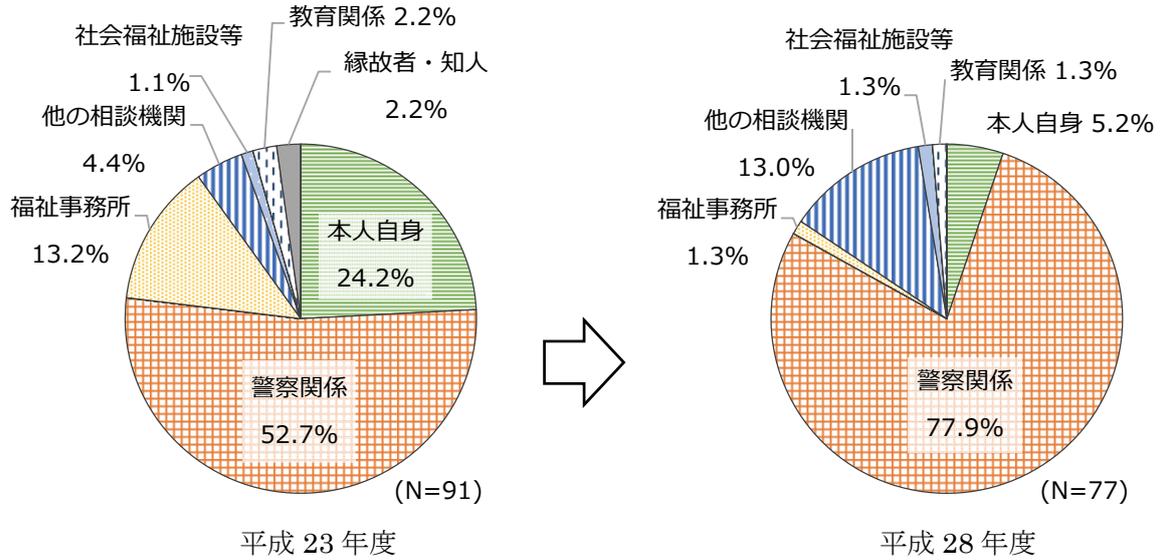


図 7 暴力による一時保護の受付経路

- ・平成 23 年度、平成 28 年度のどちらも、「警察関係」が最も多く、半数以上を占めている。
- ・平成 23 年度と平成 28 年度を比較すると「本人自身」が 19%減少している。一方、「警察関係」や「他の相談機関」等の関係機関が増加している。

## 8. 一次保護対処後の状況

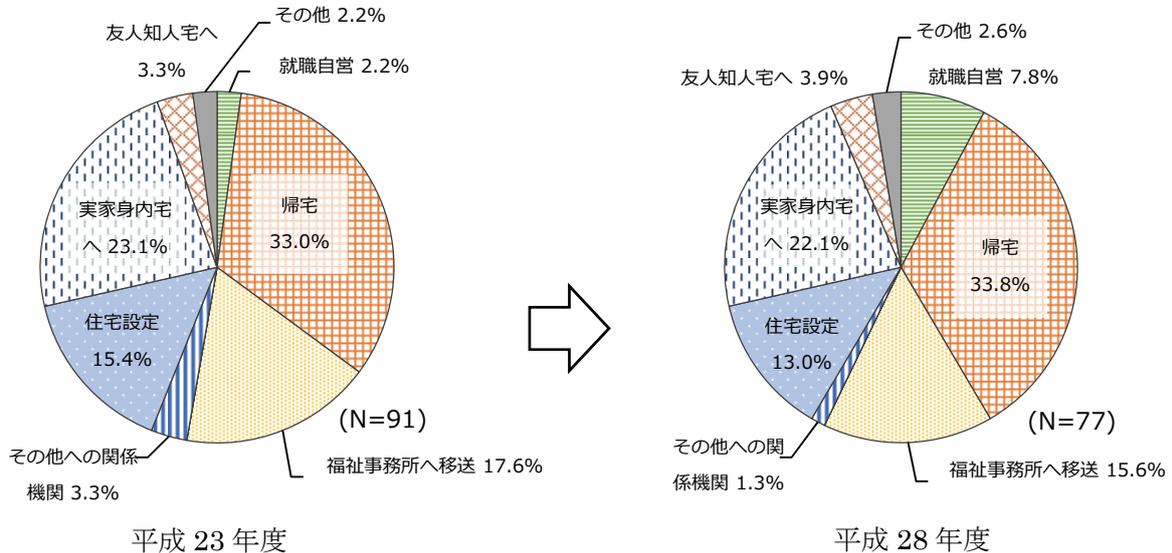


図 8 暴力による一時保護者の対処後の状況

- ・平成 23 年度、平成 28 年度のどちらも、「帰宅」が最も多く、3 割以上を占めている。
- ・平成 23 年度と平成 28 年度の内訳は類似しており、「帰宅」や「実家身内宅へ」が多い傾向にある。



## Ⅱ 配偶者等からの暴力に関する調査結果

### 1. 調査の目的

本調査は、平成 30 年度以降を計画期間とする「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）（以下、「DV 計画」という。）」を策定するにあたり、県民の DV に関する意識、被害等の経験、ニーズ等を分析し、重点的に取り組むべき目標を明確化するために実施した。

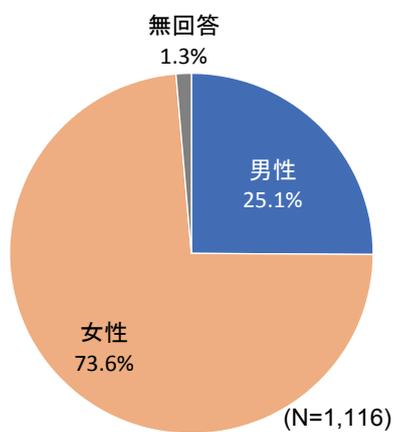
### 2. 調査の概要

調査期間	平成 29 年 7 月 26 日～8 月 7 日 追加調査：平成 29 年 9 月 27 日～10 月 10 日
調査方法	郵送による配布・回収
対象者数	3,795 人 ・男性：1,467 人 ・女性：2,328 人
調査対象	奈良県在住 18 歳以上の男女 ※市町村別人口比率割当をしたうえで、30～40 歳代の女性の抽出割合を高くして抽出
回収数	1,116 通（回収率：29.4%） ・男性：280 通（回収率：19.1%） ・女性：821 通（回収率：35.3%） ※問 1 性別が「無回答」15 件有
調査項目	①属性（性別、年齢、居住地、居住形態、職業、年収、家族構成、既婚歴） ②配偶者等からの暴力に関する意識について ③配偶者等からの暴力について（被害経験、加害経験） ④友人や家族などからの DV に関する相談について ⑤その他

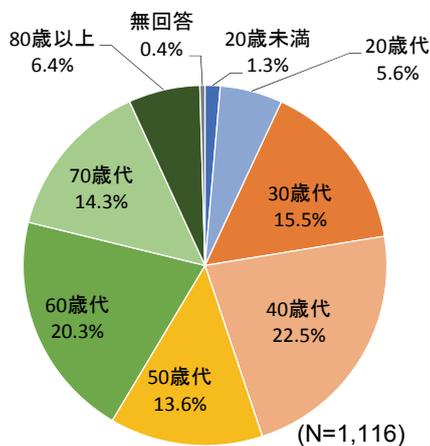
### 3. 調査結果

#### ■あなたのことについてお伺いします。

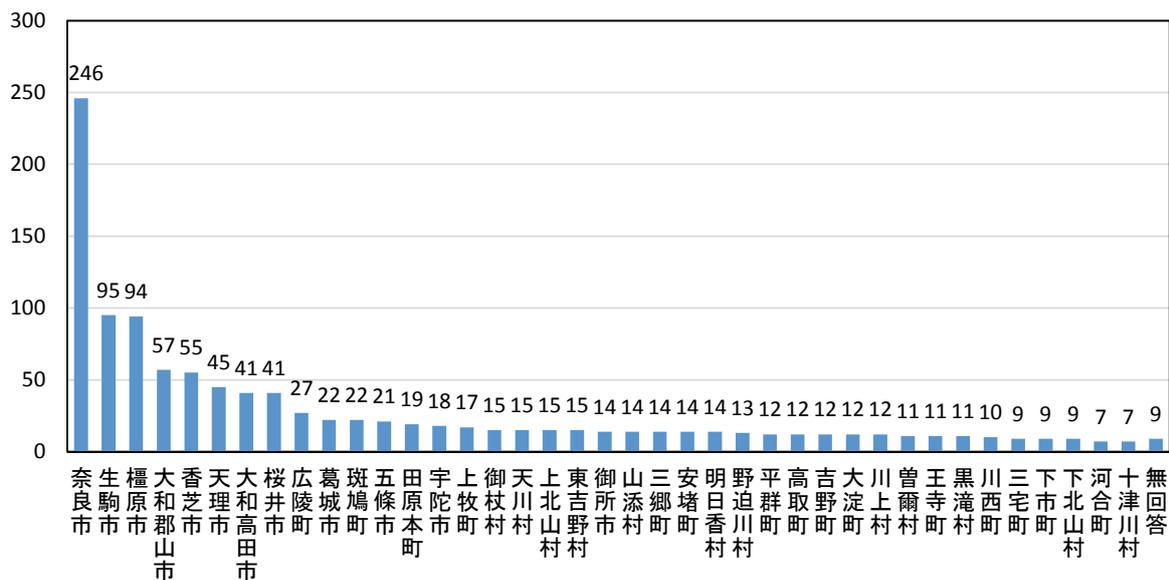
問1 性別



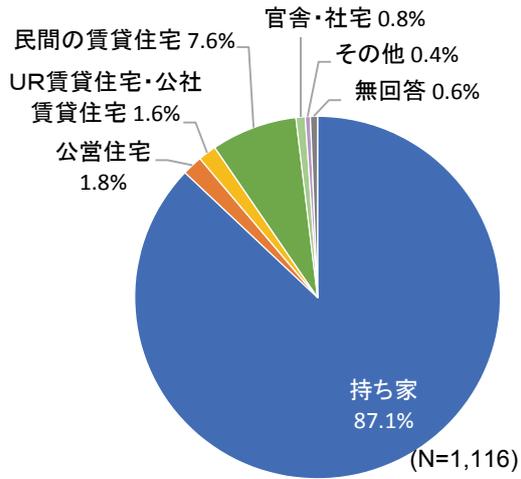
問2 年代



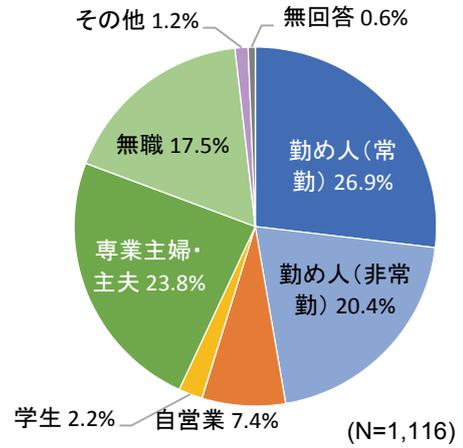
問3 お住まいの地域



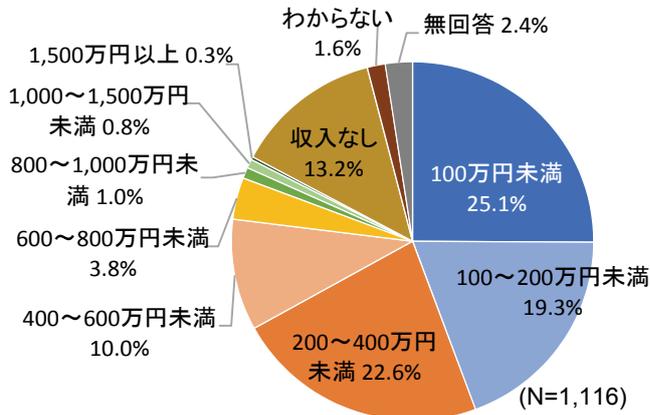
問4 居住形態



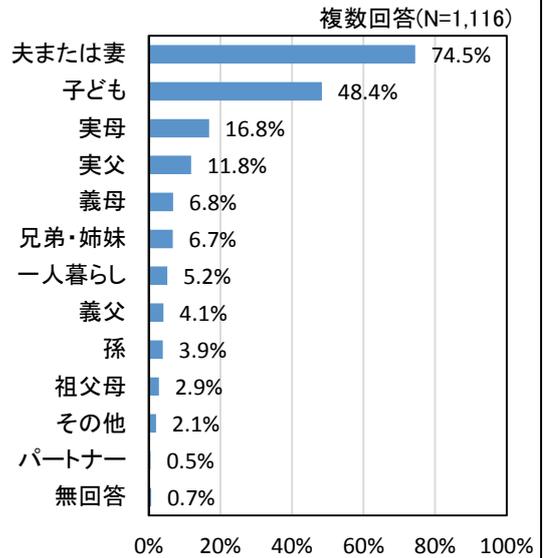
問5 職業



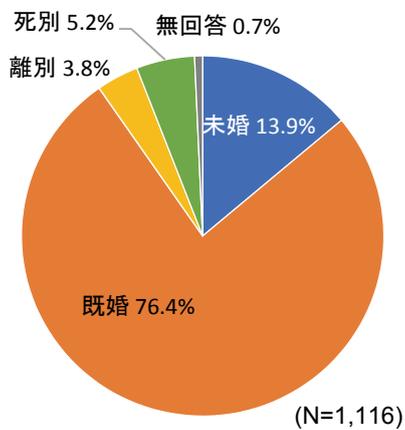
問6 年収



問7 世帯構成



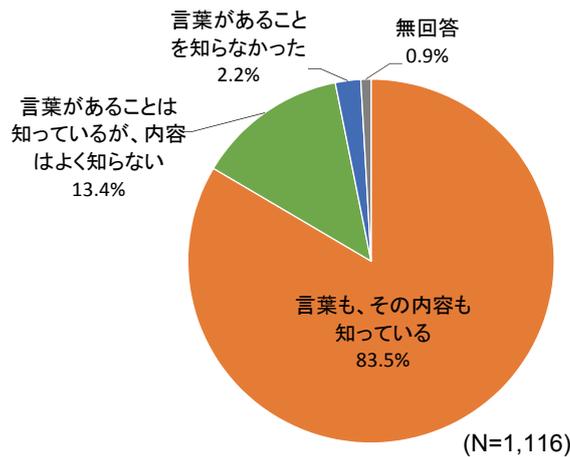
問8 婚姻歴



■配偶者等からの暴力に関する意識についてお伺いします。

問9 あなたは、「配偶者等からの暴力」（以下、「DV：ドメスティック・バイオレンス」）について、知っていますか。（あてはまるもの1つに○）

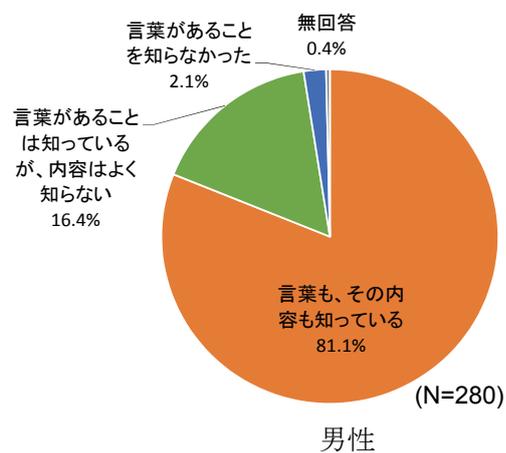
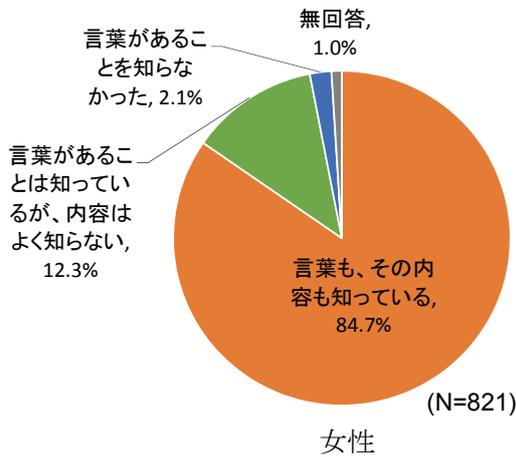
- ・「言葉も、その内容も知っている」が最も多く83.5%であった。
- ・一方で、「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」が13.4%、「言葉があることを知らなかった」が2.2%であり、合わせて15.6%の人が内容を知らない。



クロス集計分析

■男女別

- ・女性も男性も「言葉も、その内容も知っている」が最も多く、女性は84.7%、男性は81.1%であった。



■年齢別

- ・「言葉も、その内容も知っている」の割合は、30歳代が最も多く93.6%であり、80歳以上を除く全ての年代で5割以上となっている。

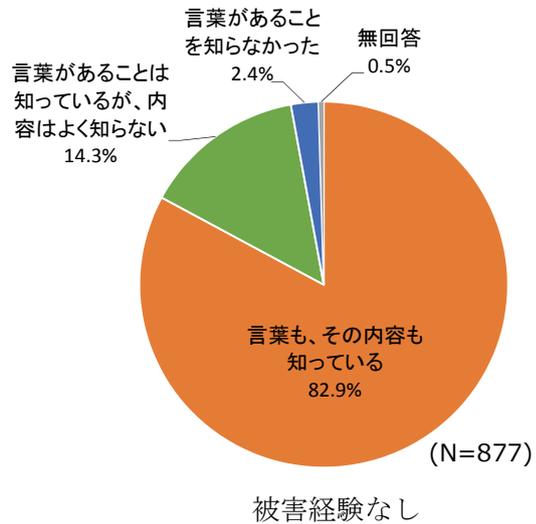
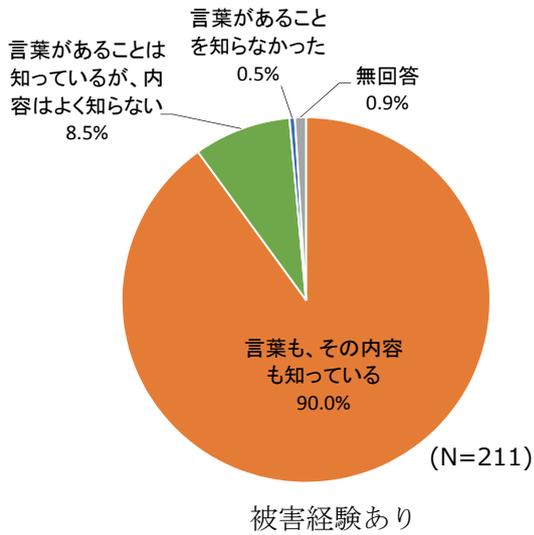
「言葉も、その内容も知っている」の割合

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答	計
86.7%	91.9%	93.6%	88.8%	91.4%	81.9%	72.5%	46.5%	60.0%	83.5%

クロス集計分析

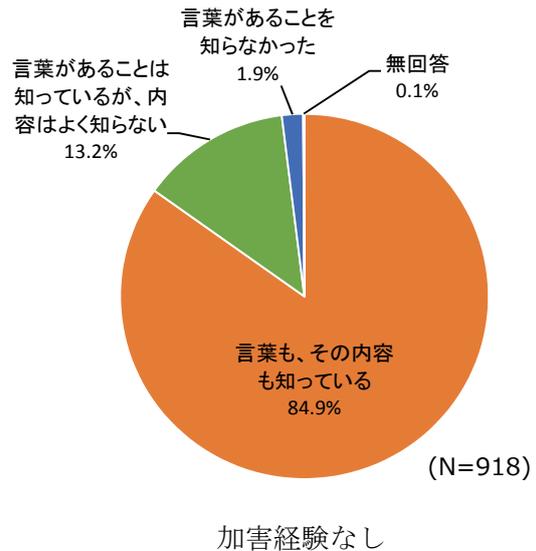
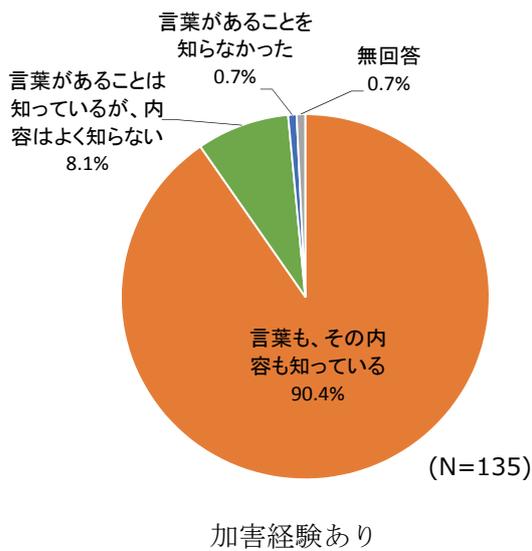
■被害経験別

・「言葉も、その内容も知っている」の割合は、被害経験ありの方がやや高くなっている。



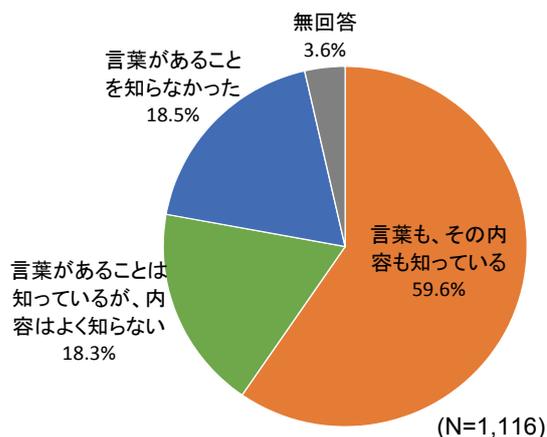
■加害経験別

・「言葉も、その内容も知っている」の割合は、加害経験ありの方がやや高くなっている。



問 10 あなたは、「交際相手からの暴力」（以下、「デートDV」）について、知っていますか。（あてはまるもの1つに○）

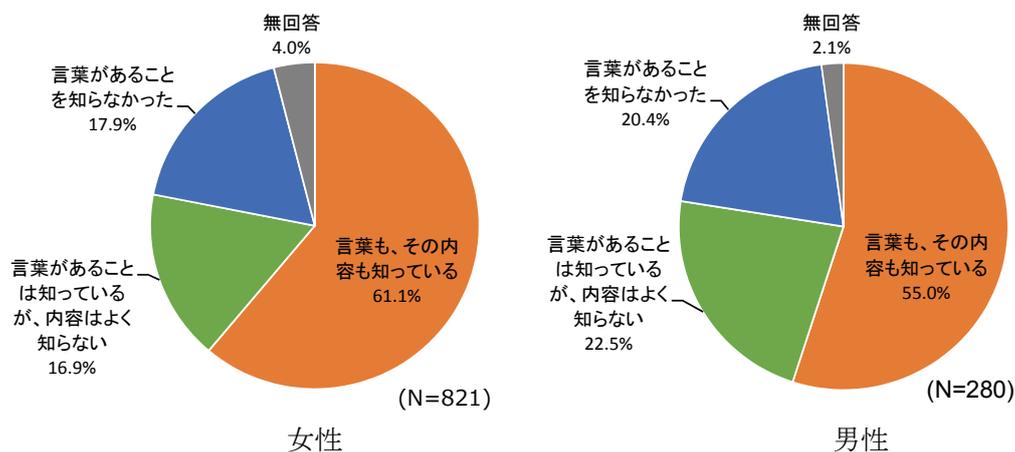
- ・「言葉も、その内容も知っている」が最も多く 59.6%であった。
- ・一方で、「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」が 18.3%、「言葉があることを知らなかった」が 18.5%であり、合わせて約 36.8%の人が内容を知らない。



#### クロス集計分析

##### ■ 男女別

- ・女性も男性も「言葉も、その内容も知っている」が最も多く、女性は 61.1%、男性は 55.0%であった。



##### ■ 年齢別

- ・「言葉も、その内容も知っている」の割合は、20歳未満が最も多く 80.0%であり、80歳以上を除く全ての年代で5割以上となっている。

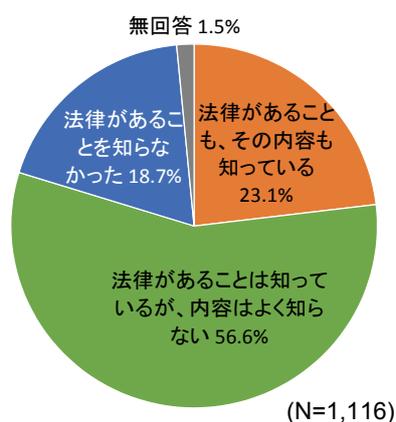
「言葉も、その内容も知っている」の割合

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答	計
80.0%	67.7%	68.2%	65.7%	65.8%	53.3%	50.0%	33.8%	60.0%	59.6%

問 11 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」を知っていますか。（あてはまるもの1つに○）

※この法律は、配偶者からの暴力（DV）に関する相談などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るものです。

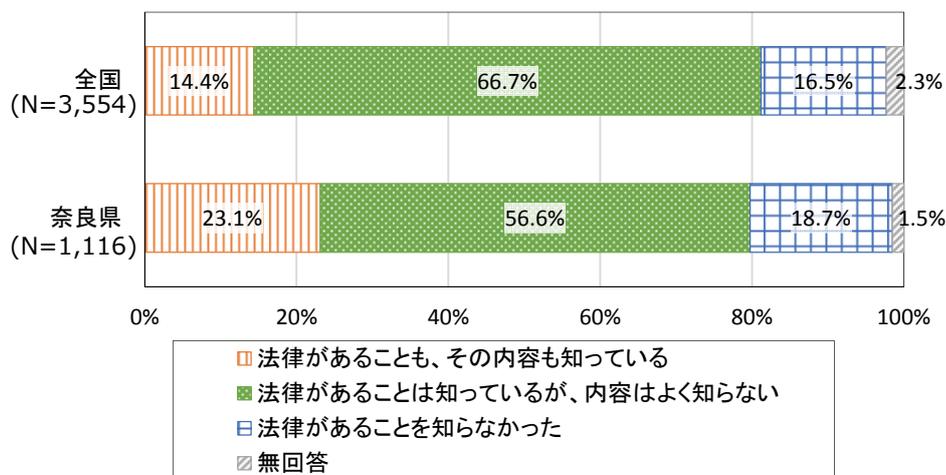
- ・「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」が最も多く 56.6%、また、「法律があることを知らなかった」が 18.7%であり、合わせて約 75.3%の人が内容を知らない。
- ・一方で「法律があることも、その内容も知っている」は 23.1%であった。



#### 全国調査との比較

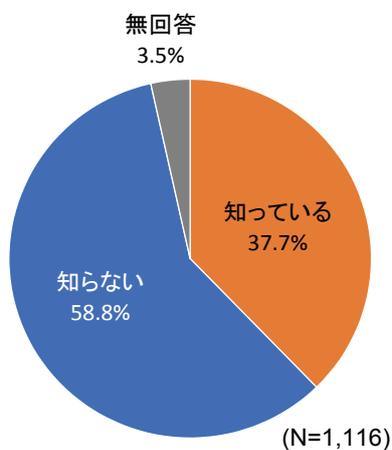
##### ■ 「男女間における暴力に関する調査」(H27.3, 内閣府男女共同参画局)

- ・全国よりも奈良県の方が「法律があることも、その内容も知っている」の割合がやや高い。



問 12 あなたは、配偶者等からの暴力について相談できる窓口を知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

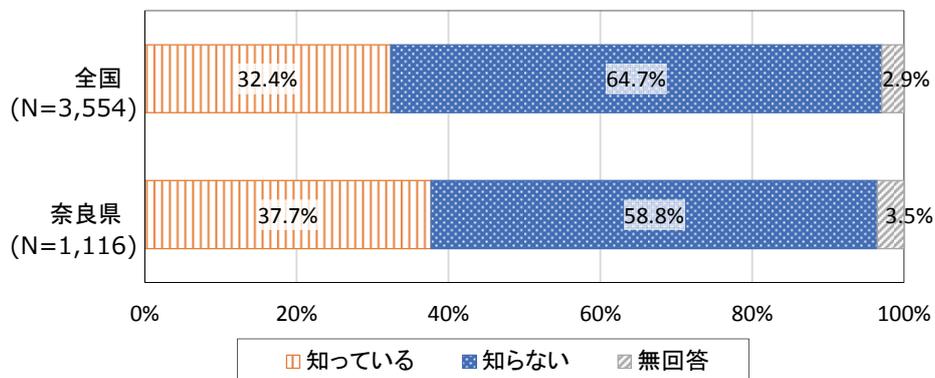
・「知っている」が37.7%、「知らない」が58.8%であった。



全国調査との比較

■ 「男女間における暴力に関する調査」(H27.3, 内閣府男女共同参画局)

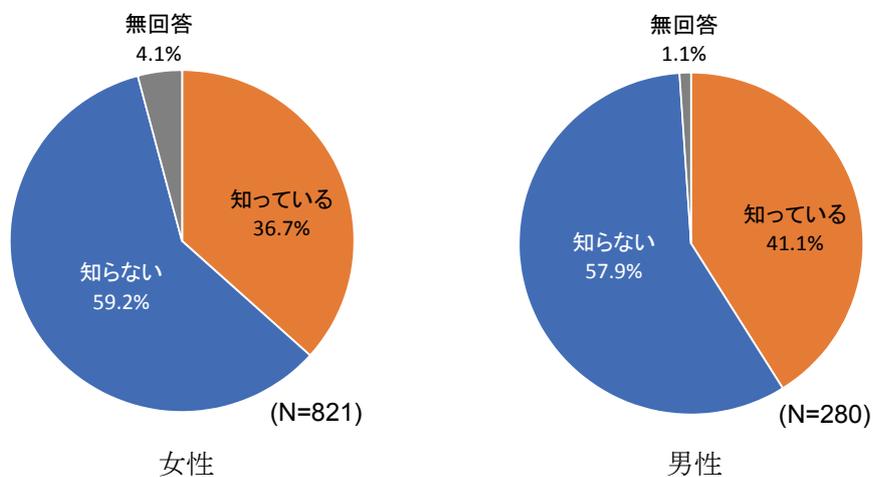
・全国よりも奈良県の方が、「知っている」の割合がやや高い。



クロス集計分析

■ 男女別

・女性も男性も「知らない」が多く、女性は59.2%、男性は57.9%であった。



■ 年齢別

・「知っている」の割合は、60歳代が最も多く44.9%であり、全て年代で5割未満となっている。

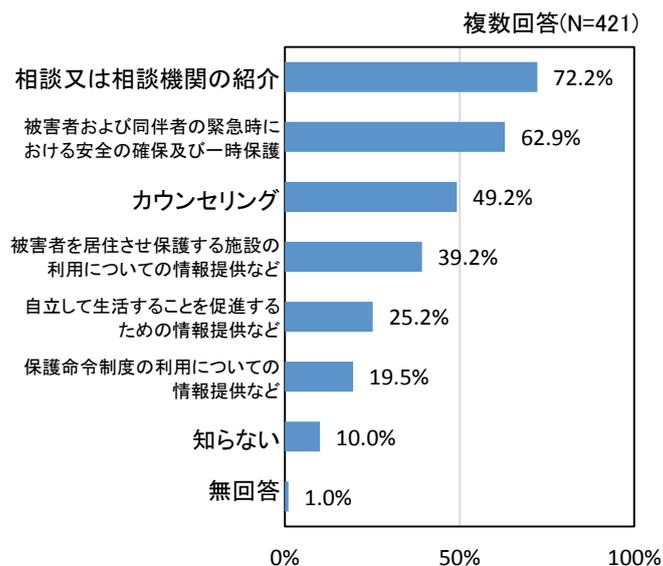
「知っている」の割合

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答	計
26.7%	40.3%	31.2%	34.3%	40.1%	44.9%	44.4%	25.4%	0.0%	37.7%

問12で「1」と回答した者

問13 相談した際に受けられる支援を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

- ・「相談又は相談機関の紹介」が最も多く72.2%、次いで「被害者および同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護」が62.9%であった。
- ・一方で、10.0%の人が受けられる支援内容を「知らない」と回答している。

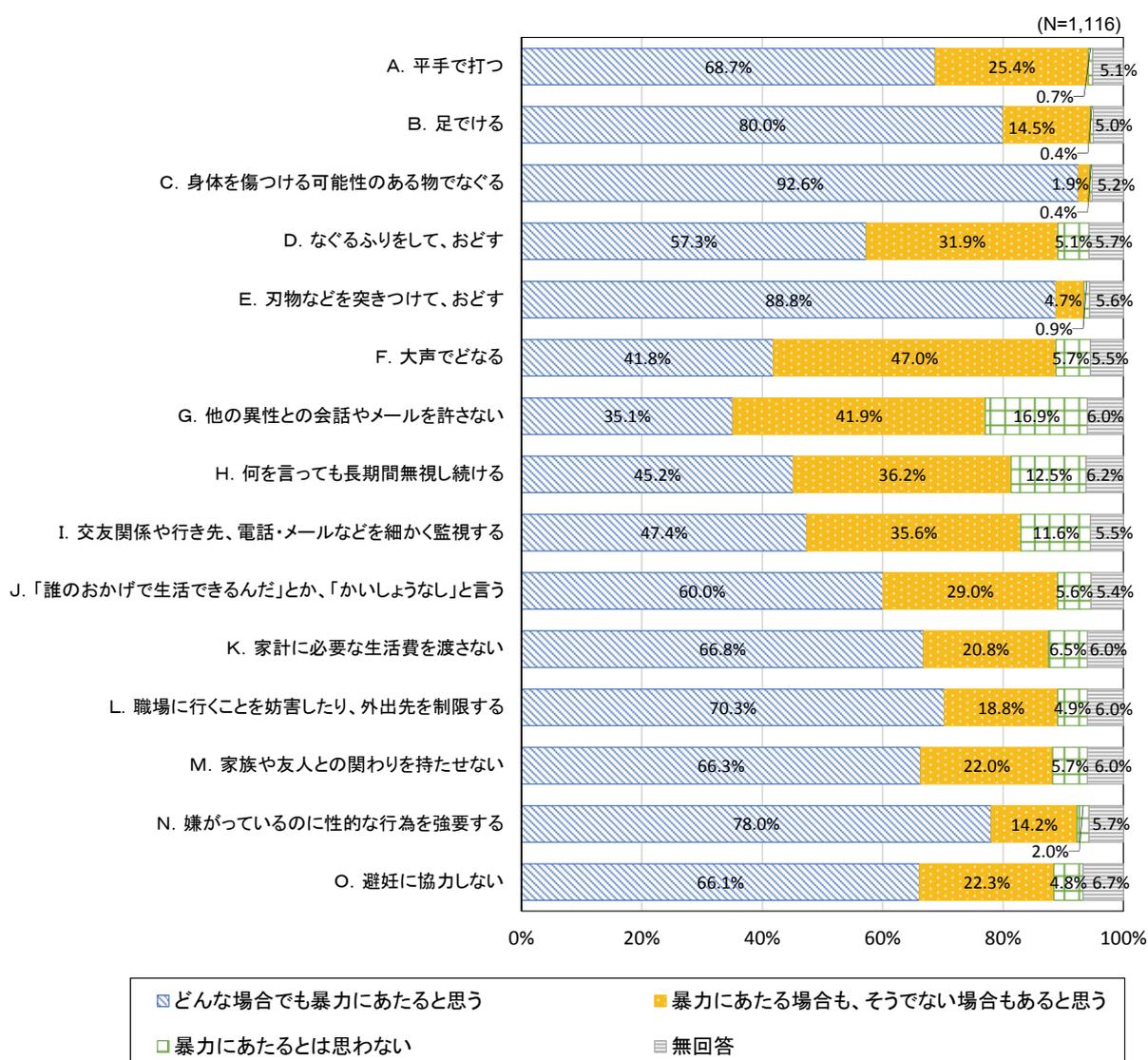


問 14 あなたは、次のようなことが夫婦の間で行われた場合、それを「暴力」だと思いますか。

(A～Oそれぞれについて、あなたの考えに近い番号に1つずつ○)

※ここでの「夫婦」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含みます。

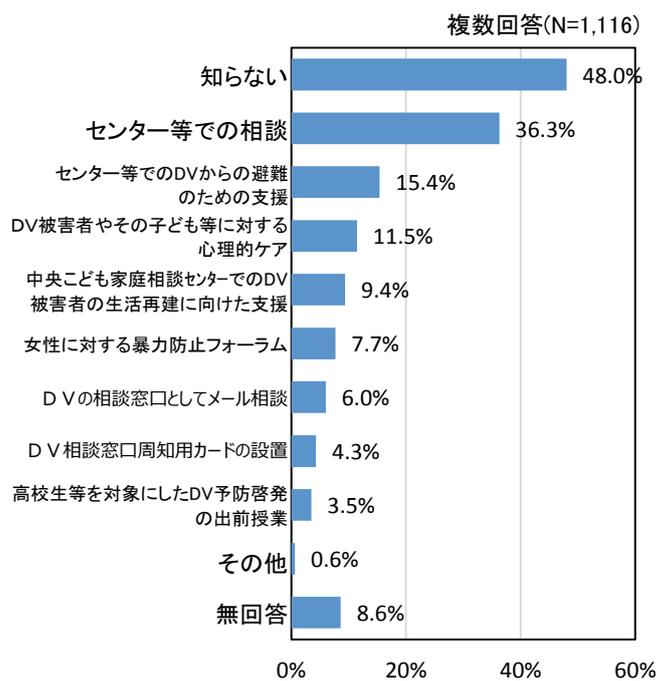
- ・「どんな場合でも暴力にあたると思う」行為で最も多かったのは、[C. 身体を傷つける可能性のある物でなぐる]であり 92.6%であった。
- ・一方で、「暴力にあたるとは思わない」行為で最も多かったのは、[G. 他の異性との会話やメールを許さない]であり 16.9%、次いで、[H. 何を言っても長時間無視し続ける]が 12.5%であった。



問 15 配偶者等からの暴力に対して、予防・対策のために奈良県が取り組んでいることのうち、あなたが知っているものをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

※センター等:配偶者暴力相談支援センター(中央こども家庭相談センター)、高田こども家庭相談センター、奈良県女性センター

- ・「知らない」が最も多く 48.0%であった。
- ・一方で、知っている取り組みの中では「センター等での相談」が最も多く 36.3%、次いで「センター等でのDVからの避難のための支援」が 15.4%であった。

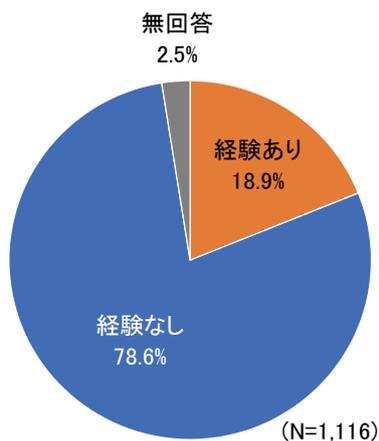


■配偶者等からの暴力に関する意識についてお伺いします。

【被害経験について】

問 16 あなたはこれまでに、あなたの配偶者や交際相手などから問 14 の A～O のような行為を受けた経験がありますか。(あてはまるもの 1 つに○)

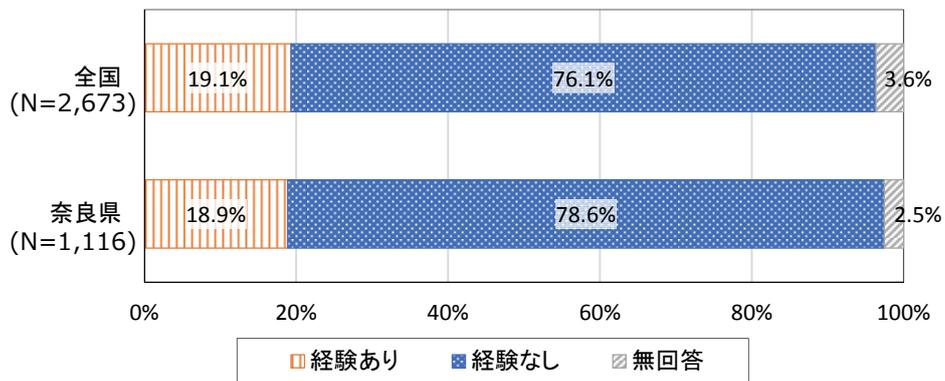
・「経験あり」が 18.9%、「経験なし」が 78.6%であった。



全国調査との比較

■ 「男女間における暴力に関する調査」(H27.3, 内閣府男女共同参画局)

・配偶者や交際相手からのDVの被害経験の割合は、奈良県と全国で大きな差は見られなかった。

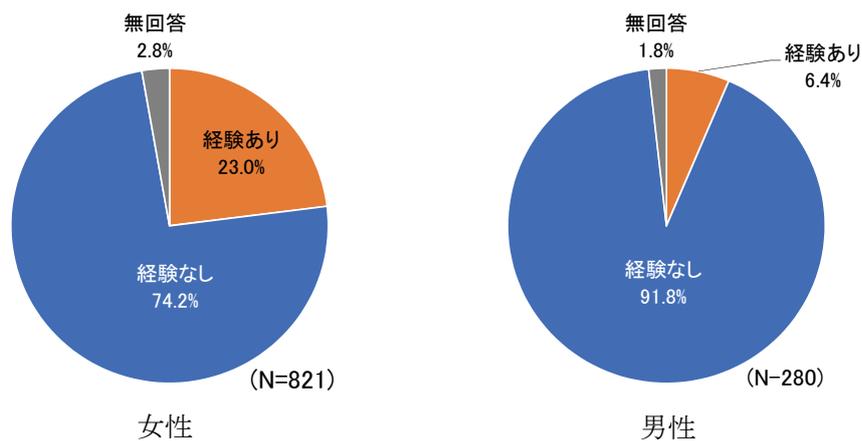


※デートDVの被害経験は除く

クロス集計分析

■ 男女別

・女性も男性も「経験なし」が多く、女性は74.2%、男性は91.8%であった。  
 ・「経験あり」の割合は、女性が23.0%、男性が6.4%であり、男性より女性のほうが16.6ポイント多かった。



■ 年齢別

・「経験あり」の割合は、40歳代が最も多く26.3%であった。

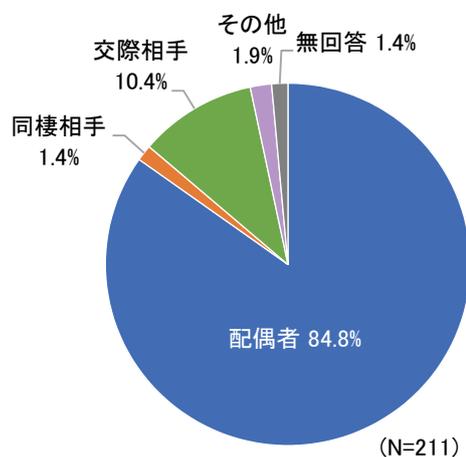
「経験あり」の割合

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答	計
6.7%	12.9%	21.4%	26.3%	22.4%	16.7%	13.8%	5.6%	20.0%	18.9%

問16で「1」と回答した者

問17 そのような行為を行った相手は誰ですか。複数名いる場合は、これまでの経験のうち、一番最近の経験についてお答えください。(あてはまるもの1つに○)

・「配偶者」が最も多く84.8%、次いで「交際相手」が10.4%であった。

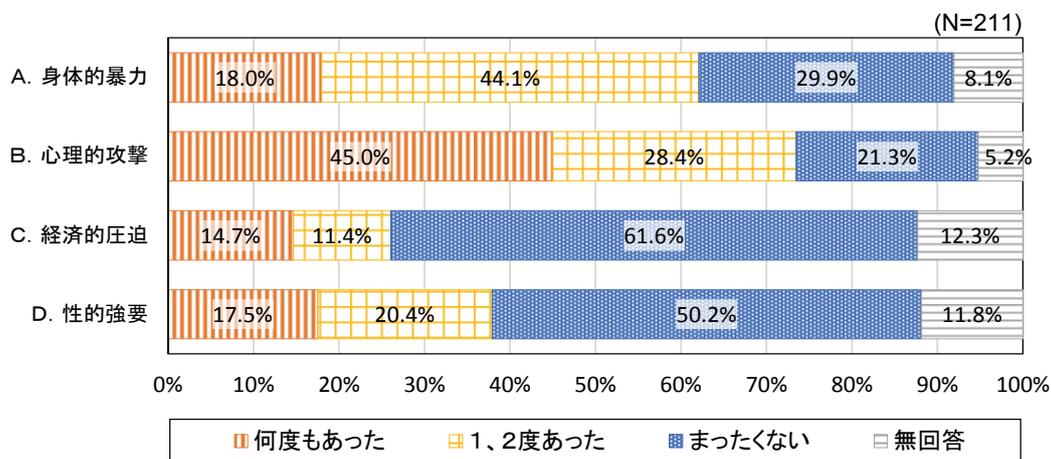


問16で「1」と回答した者

問18 問17で選択した相手から、具体的にどのような行為を受けた経験がありますか。(A～Dそれぞれについて、あてはまるものに1つずつ○)

・「何度もあった」もしくは「1、2度あった」と回答した人が最も多かったのは、[B. 心理的攻撃]であり、被害経験がある人のうち73.4%が心理的攻撃を受けている。

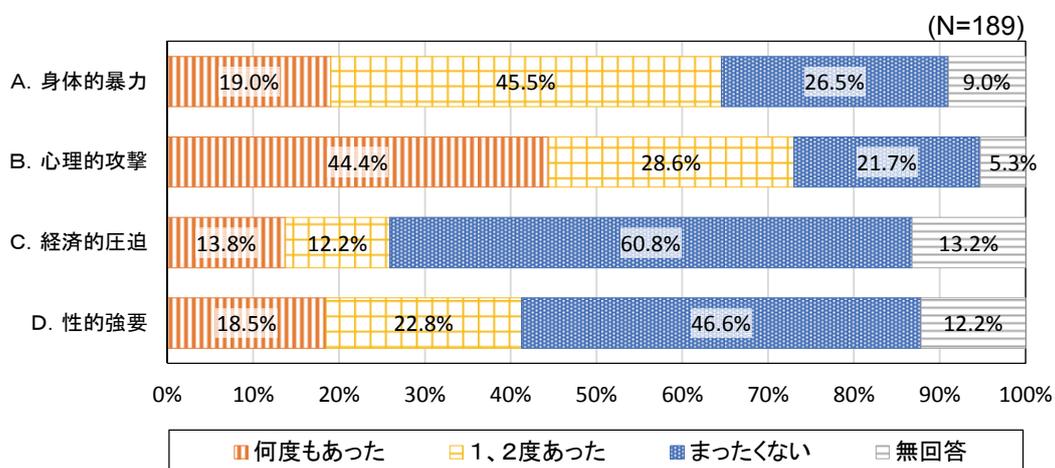
・次いで「何度もあった」もしくは「1、2度あった」と回答した人が多かったのは、[A. 身体的暴力]であり、被害経験がある人のうち62.1%が身体的暴力を受けている。



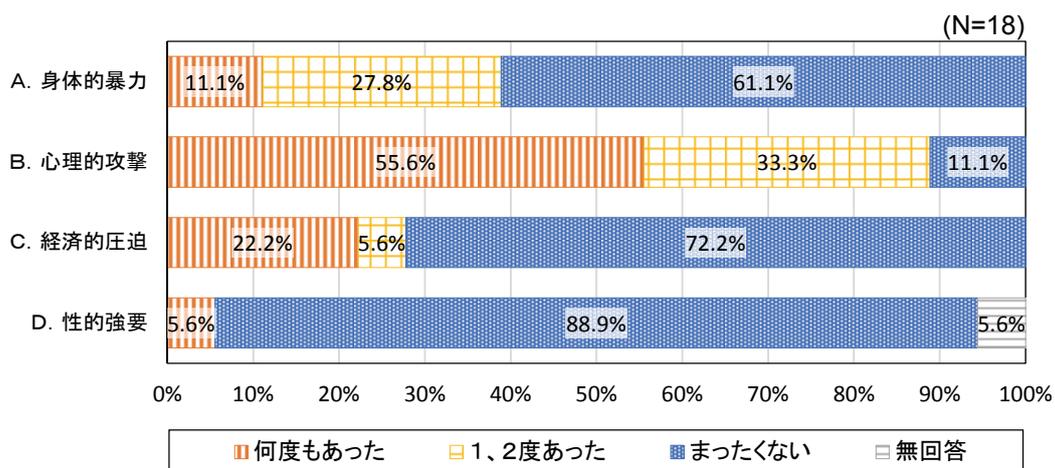
クロス集計分析

■男女別

- ・「何度もあった」もしくは「1、2度あった」と回答した人を合わせた割合は、女性も男性も [B. 心理的攻撃] が最も多く、次いで [A. 身体的暴力] であった。
- ・ [B. 心理的攻撃] が「何度もあった」もしくは「1、2度あった」と回答した人を合わせた割合は、女性は73.0%、男性は88.9%であり、女性より男性のほうが15.9ポイント多かった。
- ・ [A. 身体的暴力] が「何度もあった」もしくは「1、2度あった」と回答した人を合わせた割合は、女性は64.5%、男性は38.9%であり、男性より女性の方が25.6ポイント多かった。



女性

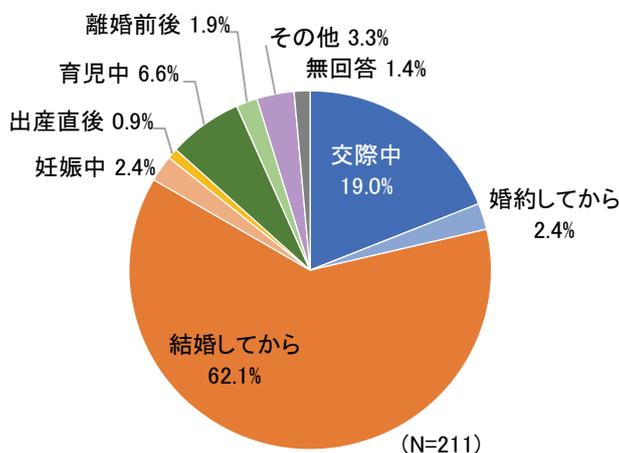


男性

問16で「1」と回答した者

問19 問17で選択した相手から、あなたが、問18のA～Dのような行為を最初に受けたのはいつですか。(あてはまるもの1つに○)

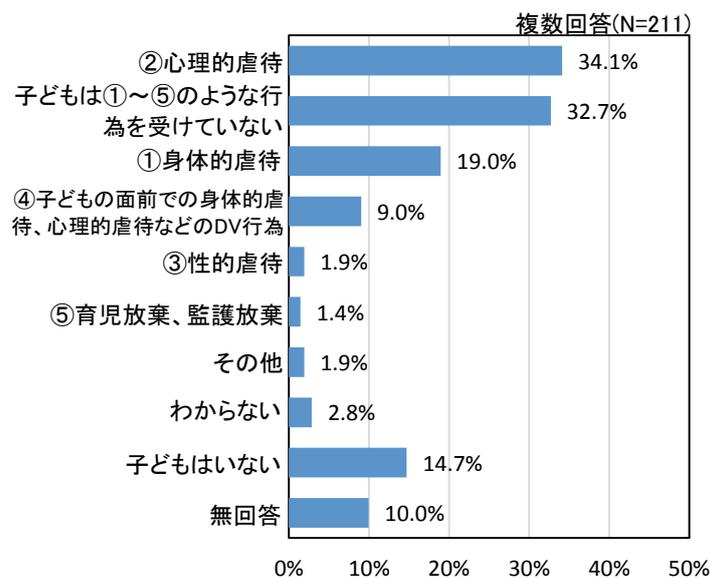
・「結婚してから」が最も多く62.1%、次いで「交際中」が19.0%であった。



問16で「1」と回答した者

問20 あなたのお子さんは、問17で選択した相手から次のような行為を受けていましたか。(あてはまるものすべてに○)

・「子どもは①～⑤のような行為を受けていない」は32.7%で2番目に多かった。  
 ・行為を受けていた中では「②心理的虐待」が最も多く34.1%、次いで「①身体的虐待」が19.0%であった。

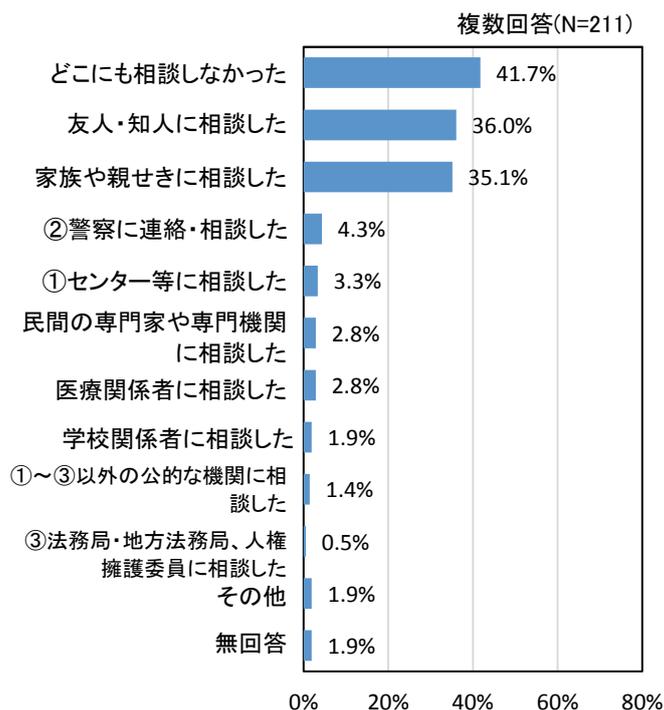


問16で「1」と回答した者

問21 あなたはこれまでに、問18のA～Dのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(あてはまるものすべてに○)

※センター等:配偶者暴力相談支援センター(中央こども家庭相談センター)、高田こども家庭相談センター、奈良県女性センター

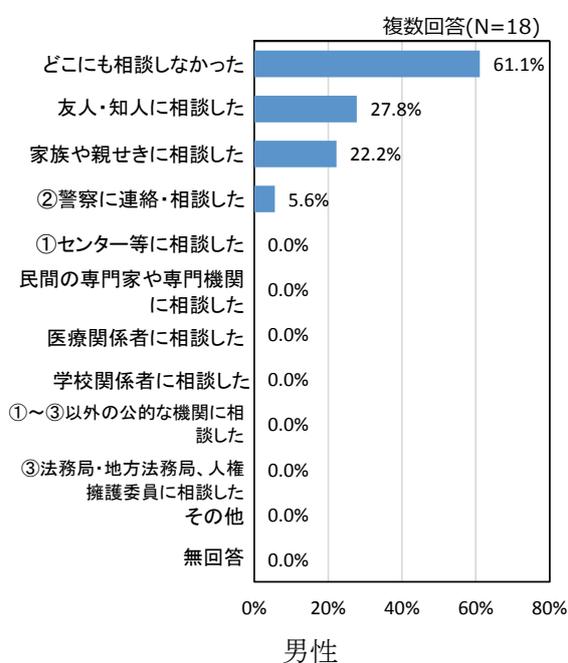
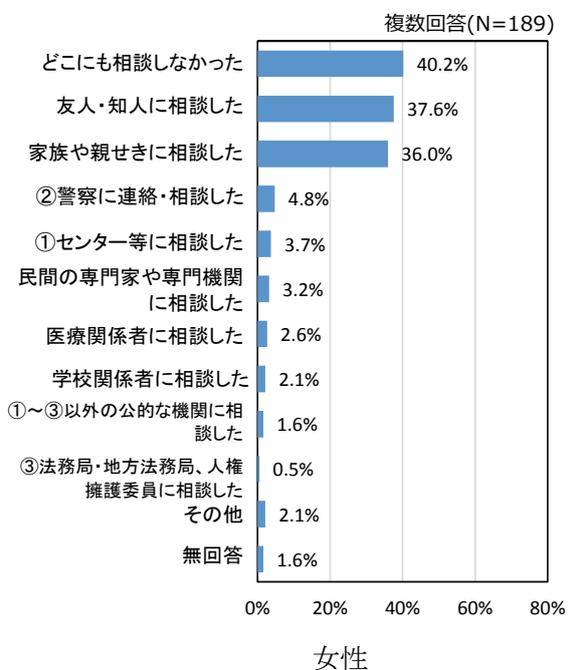
- ・「どこにも相談しなかった」が最も多く41.7%であった。
- ・一方で、相談した人の中では「友人・知人に相談した」が最も多く36.0%、次いで「家族や親せきに相談した」が35.1%であった。



クロス集計分析

■男女別

・女性も男性も「どこにも相談しなかった」が最も多く、女性は40.2%、男性が61.1%であり、女性より男性のほうが20.9ポイント多かった。



■年齢別

・「どこにも相談しなかった」の割合は、80歳以上が最も多く60.0%であった。

「どこにも相談しなかった」の割合

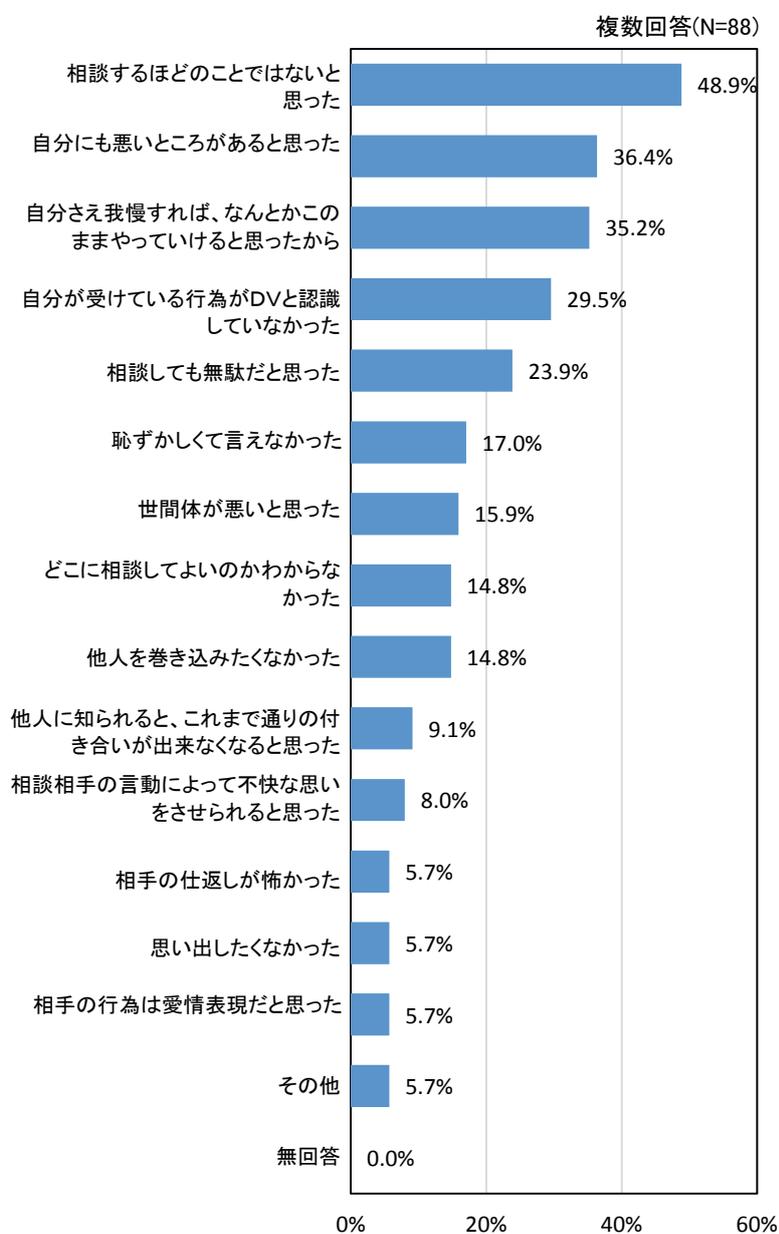
20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答	計
0.0%	40.0%	20.8%	31.4%	26.0%	44.2%	34.4%	60.0%	0.0%	31.2%

問 16 で「1」と回答した者

問 21 で「11」と回答した者

問 22 どこ（だれ）にも相談しなかった方にお聞きします。どこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか。（あてはまるものすべてに○）

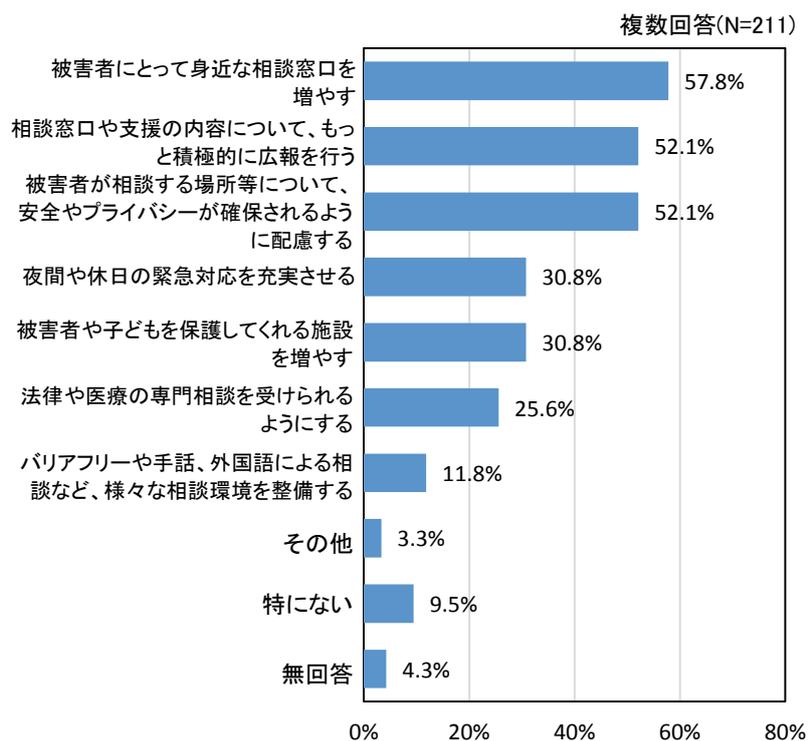
- ・「相談するほどのことではないと思った」が最も多く 48.9%、次いで「自分にも悪いところがあると思った」が 36.4%、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が 35.2%であった。
- ・一方で、14.8%の人は「どこに相談してよいのかわからなかった」という理由で相談していない。



### 問 16 で「1」と回答した者

問 23 行政機関の相談窓口について、相談をしやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

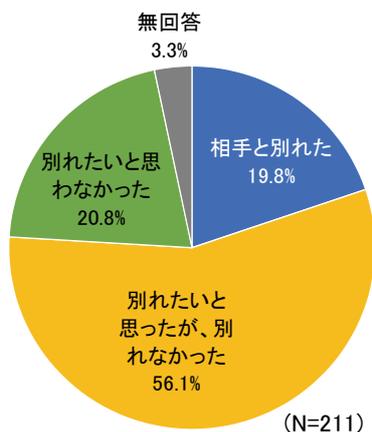
- ・「被害者にとって身近な相談窓口を増やす」が最も多く 57.8%、次いで「相談窓口や支援の内容について、もっと積極的に広報を行う」、「被害者が相談する場所等について、安全やプライバシーが確保されるように配慮する」が同率で 52.1%であった。
- ・一方で「特にない」は 9.5%であった。



問 16 で「1」と回答した者

問 24 あなたは、問 17 で選択した相手から、問 18 の A～D のような行為を受けたとき、どうしましたか。(あてはまるもの 1 つに○)

- ・「別れたいと思ったが、別れなかった」が最も多く 56.1%、次いで「別れたいと思わなかった」が 20.8%であり、合わせて 76.9%の人が別れていない。
- ・一方で「相手と別れた」は 19.8%であった。

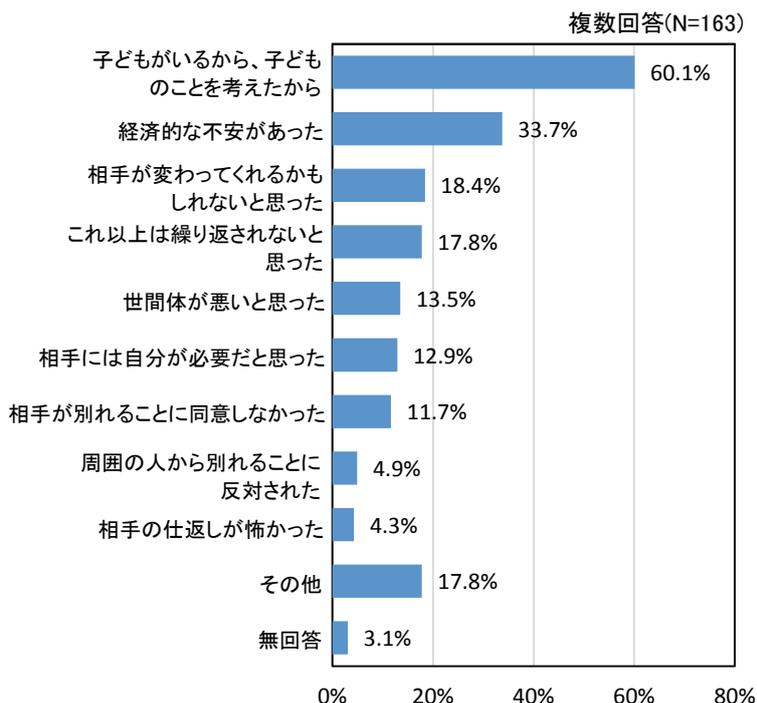


問 16 で「1」と回答した者

問 24 で「2」又は「3」と回答した者

問 25 あなたが、相手と別れなかった理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

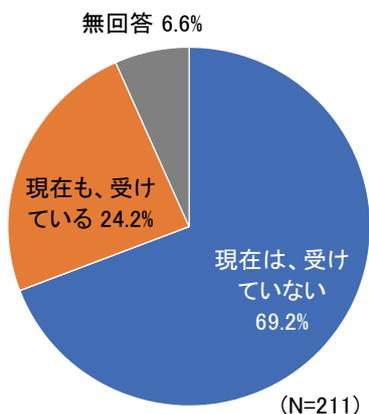
- ・「子どもがいるから、子どものことを考えたから」が最も多く 60.1%、次いで「経済的な不安があった」が 33.7%であった。
- ・一方で、4.3%の人は「相手の仕返しが怖かった」という理由で別れていない。



問16で「1」と回答した者

問26 あなたは、問17で選択した相手から、現在も、問18のA～Dのような行為を受けていますか。(あてはまるもの1つに○)

・「現在は、受けていない」が69.2%、「現在も、受けている」が24.2%であった。



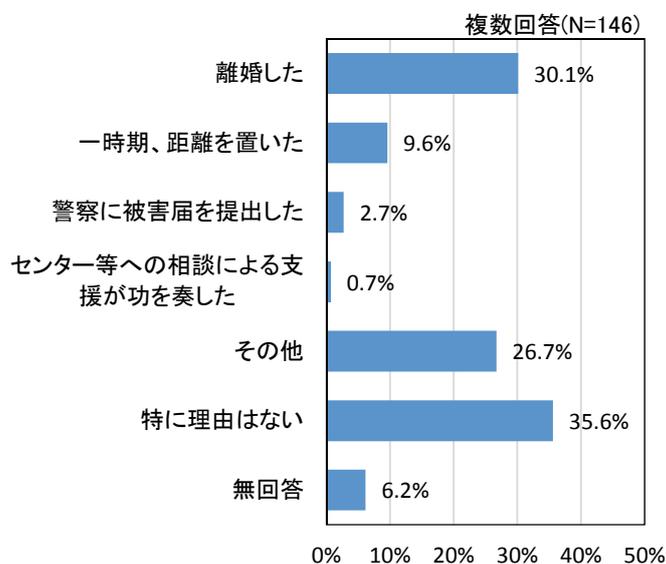
問16で「1」と回答した者

問26で「1」と回答した者

問27 問18のA～Dのような行為を受けなくなった理由は何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

※センター等: 配偶者暴力相談支援センター(中央こども家庭相談センター)、高田こども家庭相談センター、奈良県女性センター

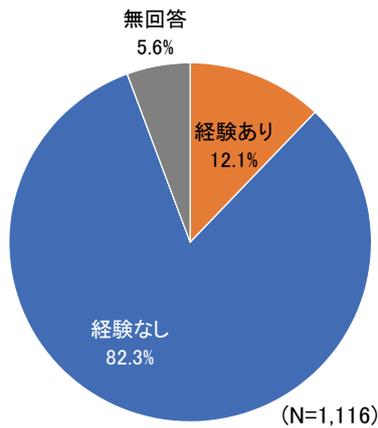
・「離婚した」が最も多く30.1%、次いで「一時期、距離を置いた」が9.6%であった。  
・また、「特に理由はない」が35.6%であった。



**【加害経験について】**

問 28 あなたはこれまでに、あなたの配偶者や交際相手に対して、問 14 の A～O のような行為を行った経験がありますか。(あてはまるもの 1 つに○)

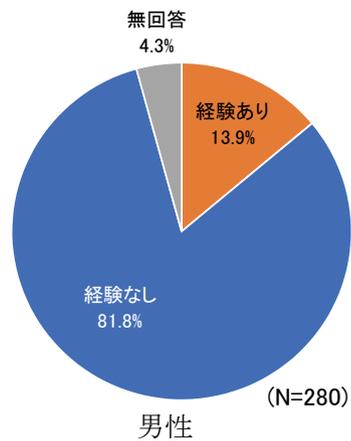
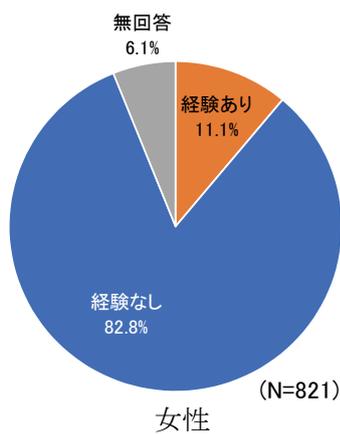
・「経験あり」が 12.1%、「経験なし」が 82.3%であった。



クロス集計分析

■ 男女別

・女性も男性も「経験なし」が多く、女性は 82.8%、男性は 81.8%であった。  
 ・「経験あり」の割合は、女性が 11.1%、男性が 13.9%であり、女性より男性のほうが 2.8 ポイント多かった。



■ 年齢別

・「経験あり」の割合は、50 歳代が最も多く 17.8%であった。

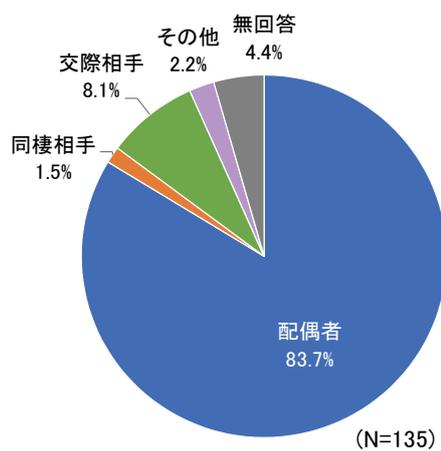
「経験あり」人の割合

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答	計
6.7%	4.8%	12.7%	14.3%	17.8%	10.1%	10.0%	8.5%	20.0%	12.1%

問 28 で「1」と回答した者

問 29 そのような行為を、誰に対して行いましたか。複数名いる場合は、これまでの経験のうち、一番最近の経験についてお答えください。(あてはまるもの1つに○)

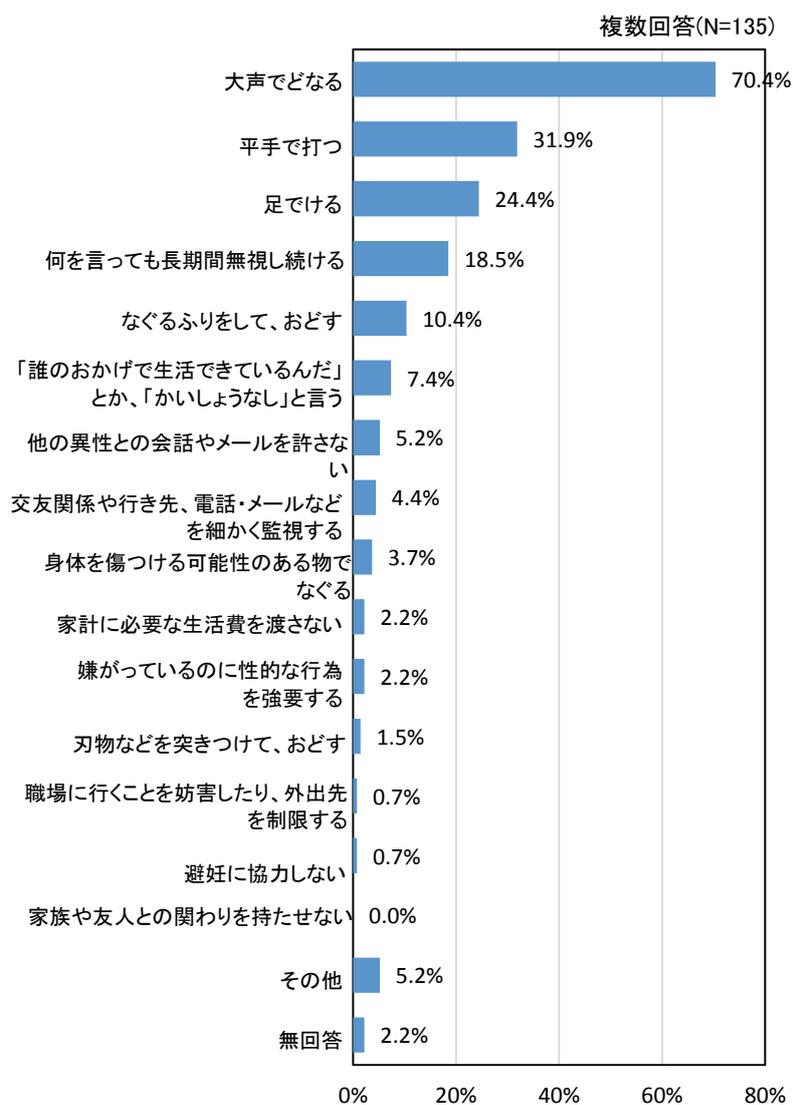
・「配偶者」が最も多く 83.7%、次いで「交際相手」が 8.1%であった。



問 28 で「1」と回答した者

問 30 問 29 で選択した相手に対して、具体的にどのような行為を行いましたか。(あてはまるものすべてに○)

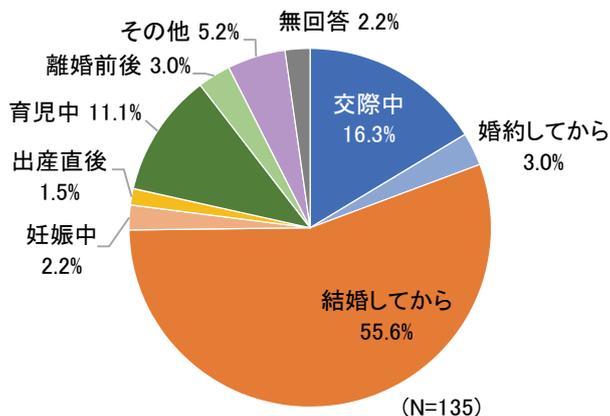
・「大声でどなる」が最も多く 70.4%、次いで「平手で打つ」が 31.9%であった。



問 28 で「1」と回答した者

問 31 問 29 で選択した相手に対して、あなたが、問 30 で選択したような行為を最初に行ったのはいつですか。(あてはまるもの1つに○)

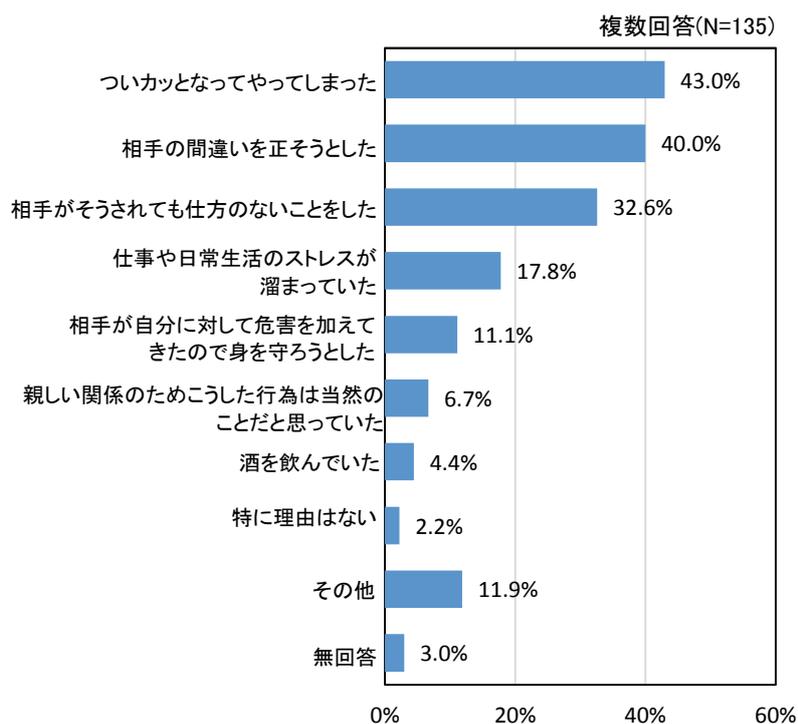
・「結婚してから」が最も多く 55.6%、次いで「交際中」が 16.3%であった。



問 28 で「1」と回答した者

問 32 あなたが、問 30 で選択したような行為を行った理由またはきっかけは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

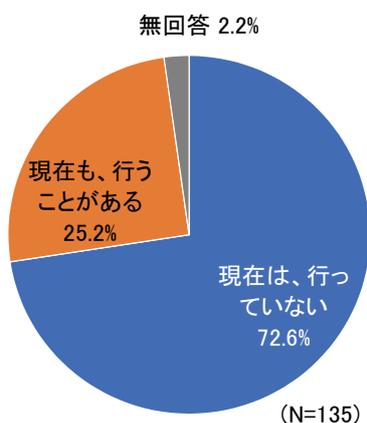
・「ついカッとなってやってしまった」が最も多く 43.0%、次いで「相手の間違いを正そうとした」が 40.0%、「相手がそうされても仕方のないことをした」が 32.6%であった。  
 ・一方で「特に理由はない」は 2.2%であった。



問 28 で「1」と回答した者

問 33 あなたは、現在も、問 30 で選択したような行為を行っていますか。(あてはまるもの1つに○)

・「現在は、行っていない」が 72.6%、「現在も、行うことがある」が 25.2%であった。



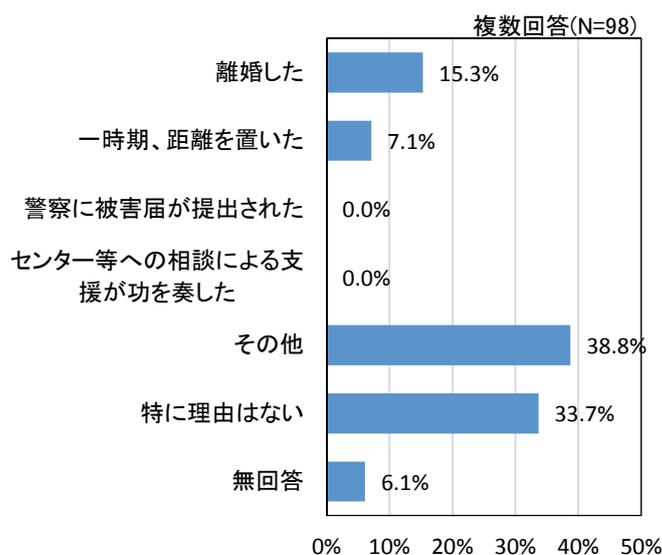
問 28 で「1」と回答した者

問 33 で「1」と回答した者

問 34 問 30 で選択したような行為を行わなくなった理由は何だと思えますか。(あてはまるものすべてに○)

※センター等:配偶者暴力相談支援センター(中央こども家庭相談センター)、高田こども家庭相談センター、奈良県女性センター

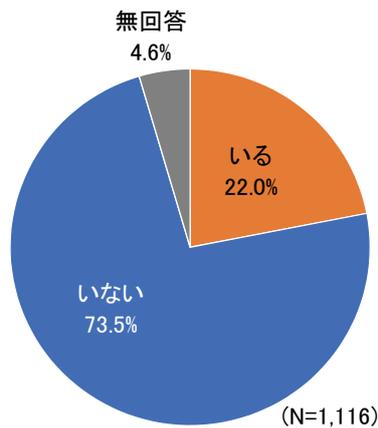
・「離婚した」が最も多く 15.3%、次いで「一時期、距離を置いた」が 7.1%であった。  
・また、「特に理由はない」が 33.7%であった。



■友人や家族などからのDVに関する相談についてお伺いします。

問 35 あなたの家族、親戚、友人、知人など身近な人の中で配偶者や交際相手から問 14 の A～O のような行為を受けている人、もしくは過去に受けた人はいますか。(あてはまるもの 1 つに○)

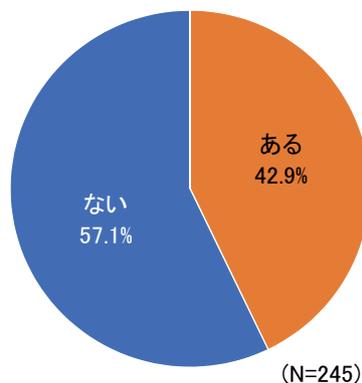
・「いる」が 22.0%、「いない」が 73.5%であった。



問 35 で「1」と回答した者

問 36 あなたは、問 14 の A～O のような行為を受けている人から、相談を受けたことがありますか。(あてはまるもの 1 つに○)

・「ある」が 42.9%、「ない」が 57.1%であった。



問36で「1」と回答した者

問37 あなたが、相談を受けるに至った経緯についてご記入ください。(自由記入)

●DVの行為を実際に見た、被害者のアザ・傷などを見て気が付いた

- ・実母が夫（私の実父）から暴力を受けたり、外出制限を受けたりしていた。(40歳代・女性)
- ・生活費を入れない、言葉で傷つける、子ども達に暴力を振るっているところを現実に見た。(40歳代・女性)
- ・バイト先の先輩。何時も殴られており、アザがあった。(40歳代・女性)
- ・足に大きな青あざに気付いて、理由を聞いた。(50歳代・女性) 等

●被害者から相談を受けた、助けを求められた

- ・友人であったため相談を受けた。(20歳代・女性)
- ・突然、友人から言葉の暴力を受けていると打ち明けられた。(30歳代・女性)
- ・裸足のまま避難して来られたので相談に乗り、泊まってもらった。(40歳代・女性)
- ・友人から、ご主人から暴力を受けた過去及び酒を飲むと罵声をあびせるなどで困っていると相談を受けた。(60歳代・女性)
- ・近所のお友達、奥さんが暴力を振るうご主人の事で、何回も泣いてこられました。(70歳代・男性) 等

●DVが終わった後に話を聞いた（離婚後、加害者が亡くなった後など）

- ・兄が実家に心配かけまいとずっと黙っていたが、離婚話になり打ち明けた。(40歳代・女性)
- ・既に離婚している人で自身の身の上話として聞いた。(50歳代・女性)
- ・ご近所の奥さんがDVのご主人がなくなった後に話を下さった。(60歳代・女性) 等

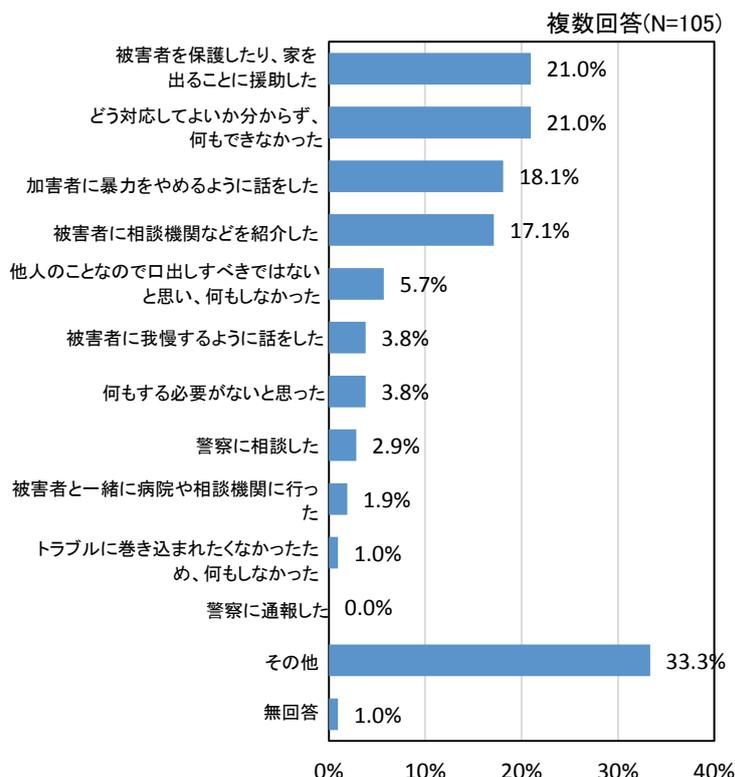
●その他

- ・DVを含む生活相談員をしていました。地域でエンカウンターグループも行っていたので、いろいろなご相談をお聞きしました。(40歳代・女性)
- ・福祉事務所の職員歴があり、職場を離れてからも知人より相談等受けることがあった。(50歳代・女性) 等

問 36 で「1」と回答した者

問 38 あなたが、相談を受けた後にとった行動についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

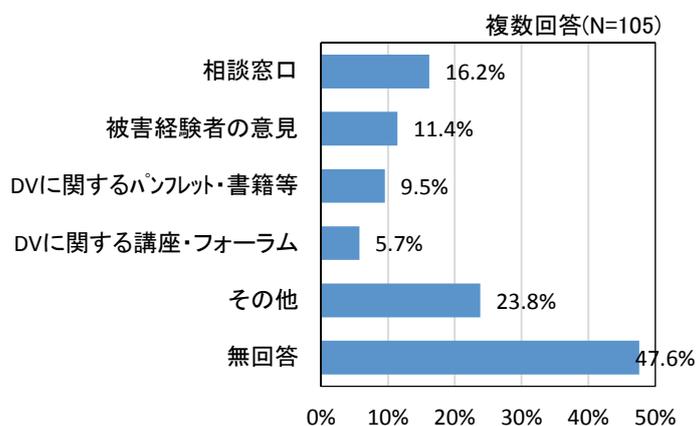
・「被害者を保護したり、家を出ることに援助した」、「どう対応してよいか分からず、何もできなかった」が同率で最も多く 21.0%、次いで「加害者に暴力をやめるように話をした」が 18.1%、「被害者に相談機関などを紹介した」が 17.1%であった。



問 36 で「1」と回答した者

問 39 あなたは、相談を受けて、アドバイスや対応などをするために参考としたものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

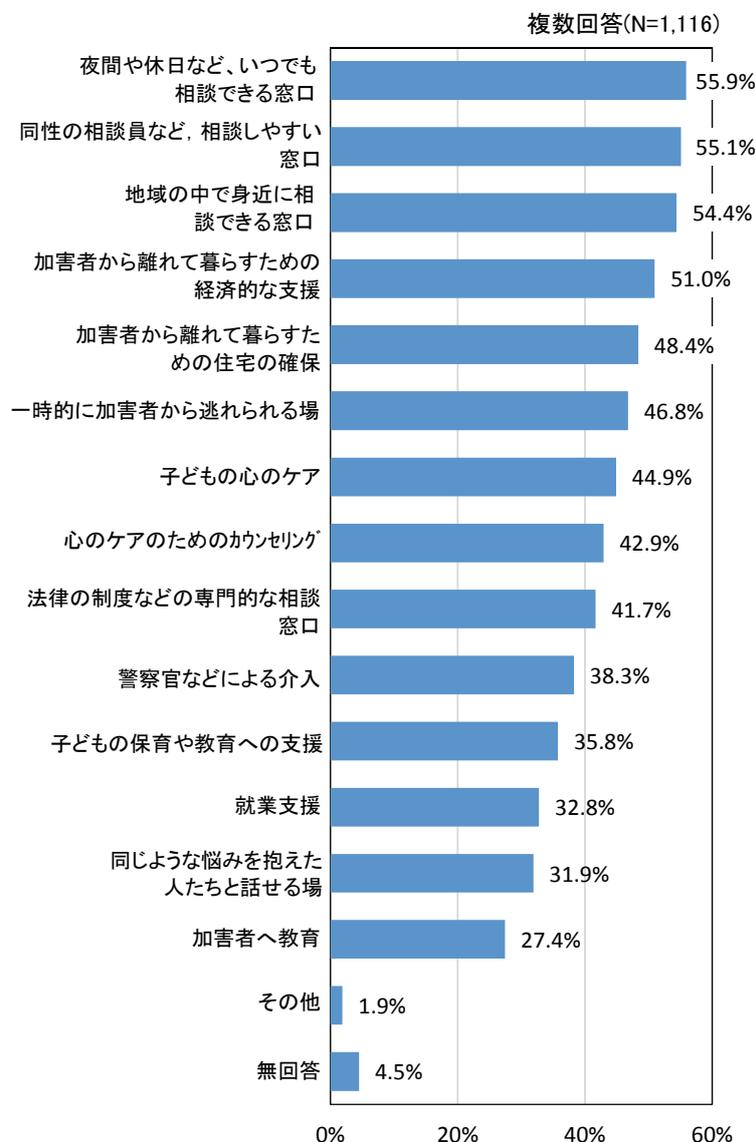
・「相談窓口」が最も多く 16.2%、次いで「被害経験者の意見」が 11.4%であった。



## ■その他

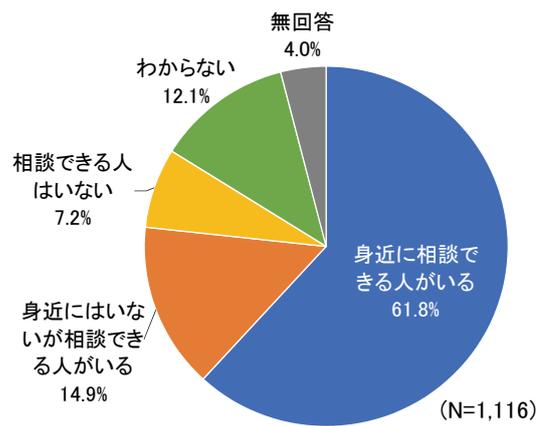
問 40 配偶者などからの暴力を受けた被害者への支援について、どのようなことが重要とされますか。(あてはまるものをすべてに○)

- ・「夜間や休日など、いつでも相談できる窓口」が最も多く 55.9%、次いで「同性の相談員など、相談しやすい窓口」が 55.1%、「地域の中で身近に相談できる窓口」が 54.4%であり、相談窓口に関する回答が多かった。
- ・また、「加害者から離れて暮らすための経済的な支援」が 51.0%、「加害者から離れて暮らすための住宅の確保」が 48.4%であり、加害者から離れて暮らすための支援（自立）に関する回答も多かった。



問 41 あなたは、悩みや心配事（DVに拘らず）があるとき、身近に相談ができる人がいますか。  
（あてはまるもの1つに○）

- ・「身近に相談できる人がいる」が最も多く 61.8%、次いで「身近にはいないが相談できる人がいる」が 14.9%であり、合わせて約 76.7%の人が相談できる人がいる。
- ・一方で「相談できる人はいない」は 7.2%であった。



問 42 配偶者等からの暴力について、ご意見などがありましたら、ご自由にお書きください。(自由記入)

●関係機関との連携に関する意見

- ・暴力は連鎖するので警察など対応、介入できる機関の人は相談を受けたら即日対応し、特に子どもの心のケアを充実させてほしい。(40 歳代・女性)
- ・プライバシーが気になるので、市町村には相談しにくい。県レベルでの支援が必要。(40 歳代・女性)
- ・公的機関だけでなく気軽に相談できる所をたくさん作るとよいと思います。私達の教会もそういう方がこられたりします。(50 歳代・女性) 等

●DVに対する意識に関する意見

- ・職場の人で旦那から「誰のおかげで生活できているんだ」と言われている人がいて、亭主関白だと思っていましたがDVだと知りました。(20 歳代・女性)

●広報・啓発に関する意見

- ・暴力を受けていても、それが当たり前になっていて被害者であることに気付いていない人も居ると思うので、そういった方に支援を差し伸べるのは難しいと思うので、「こんな場合はDVです。」といった事例を周知し、被害者や加害者に「気付かせる」ことも大切かと思いました。(20 歳代・女性)
- ・今回このアンケートに答え、自分が思っていた「DV 被害」の定義があいまいであり、また相談する事のできる場所、機関についても知らないと気づきました。インターネット等で調べれば知ることのできるのでしょうか、自分が実際に被害にあった時に、その心の余裕があるのかとも思うので、知識として先に知っていると被害を軽いうちにくいとめられる様にも思います。(40 歳代・女性) 等

●男女平等・人権に関する意見

- ・「男尊女卑」という言葉があるように、未だ完全なる平等を実感しないでいる。個人の意見としては、どのような場合でも夫婦間に於いては相互が満足していれば正解、どちらか一方の我慢の上に成り立つ場合は不正解だと思っている。その上に暴力が伴う場合は大問題どころか本来あってはならないと思う。私の考える不正解家庭で育った子ども達はそれを正解として成長するだろうから、この連鎖の止めようは大変難しい。(40 歳代・女性) 等

●社会通念・慣習に関する意見

- ・どこまでを暴力とするかは人それぞれですが、昔のしつけのように、愛のあるものの中には含まれていると考えます。今の御時世ですから、手をあげる事も、どなる事も全てDVになってしまうのかもしれませんが、理由がある時は話し合いで解決できる事もあると思います。その人たちに合った解決法があるのではないのでしょうか。(30 歳代・女性)
- ・生まれ育った環境が、その人の常識の物差しとなると思います。殴られて大きくなった人は、それが普通と思っているので殴るし、殴られても外へ発信することはないということです。(30 歳代・女性) 等

### ●教育に関する意見

- ・子どもの頃から暴力について親や教育者が伝えていく必要があると思います。(40 歳代・女性)
- ・成人やティーンエイジャーになる前、子どもの頃からDVについての教育をしていく必要があると思う。子どもの頃からDVを含む人権教育をし、自分自身も自分以外の人を大切にできるようにして将来的にDVが今よりも少なくなるようになってほしい。(40 歳代・女性) 等

### ●加害体験に関する意見

- ・私は昔人間で、夫婦間の事(言葉の意味の理解が遅い時など)でよく大声を上げます。段々耳も遠くなり、言葉の発声の障害もあるため、長い間夫婦をやっているとある程度は理解してもらっていると思っているので、余計に苛立ちがあると思います。(80 歳以上・男性) 等

### ●加害者対策に関する意見

- ・昭和の夫婦なんて皆、言いたいこと言ったり、叩いたりしている。区別が難しいが、要は、精神的なもので暴力する人は上手く伝えられない、言い負かされてしまうような弱い人。加害者の相談窓口の周知も必要だと思う。(40 歳代・女性)
- ・被害者を保護することについては大変社会全体が進んできていると感じるが、加害者に対する支援、教育が随分と遅れていると思う。加害者教育の充実をぜひ拡大していただきたい。(50 歳代・女性) 等

### ●相談支援に関する意見

- ・小さな村なので、相談するとなると役場になるが、役場の職員は皆顔見知りなので相談しづらい。年1回でいいので、よそから相談員を派遣してほしい。電話相談より顔を見て話すほうが細かいニュアンスも伝えやすいので。(30 歳代・女性)
- ・電話やメールなどで相談できれば良いと思う。(30 歳代・女性)
- ・暴力に対してポイントとなるチェック項目を定め、それに当てはまった場合は即時に相談員や救助、支援を具体的な形で行うようにしていく。相談しても様子を見る等だけではいけないのではと思う。(40 歳代・女性)
- ・DVの相談機関があることを、もっと周知する活動を行った方が良いと思う(CMに流す等)。(40 歳代・女性)
- ・加害者の監視がひどくて相談や通報ができない人もいると思う。そういう方々を助けるには周囲の人が通報できる制度があると良いと思いました。(20 歳代・女性) 等

### ●被害体験に関する意見

- ・主人は2～3年前にうつ病になり、うつ病が良くなった今でも少し我慢するようなことがあると不安になり、言葉のDVや胸ぐらを掴まれたこともありました。普段は真面目で子どもの相手をしたり、私に気配りをしてくれるので、私なりに我慢してなるべく主人を怒らせないように努めています。やはり子どもを思うと別れることはできません。(40歳代・女性)
- ・物心つく頃から、父から母へのDVを目の当たりにしたり、母から父の悪口を毎日聞かされたりと、とても辛い事ばかりでした。子どもは親を選べないし、やめると言うことも、出ていく事もできない。私も子どもにひどく叩いたり、叱ったりしてしまう時もありました。今はとても反省しています。子ども達を守ってあげて下さい。心のキズは今も深く残っています。(50歳代・女性) 等

### ●被害者の保護に関する意見

- ・加害者と離れて暮らせたのに、被害者の新たな住居や個人情報がもれることがないように徹底してほしい。(20歳代・女性)
- ・加害者と完全に断ち切れるように法律や警察の介入をスムーズにできるようにする。(40歳代・女性)
- ・加害者から逃れるための場(本当に安心して居られる場)が少ないのではないかと。また、直ぐに助けるためのシステムが、まだまだ確立されていないのではないだろうか。24時間体制で対応できる組織が数多く確立することが、被害者を守り、安心して生活できるための第一段階だと思います。(40歳代・女性) 等

### ●被害者の自立支援に関する意見

- ・経済的な理由で配偶者から逃げられない人も多いはず。逃げた後の自立への支援、また子どもへの対応をもっと充実させるべきだと思います。(40歳代・女性) 等

### ●子どもへのサポートに関する意見

- ・私は小さい時から、父から母へのDVを見て育ちました。昔はDVという言葉もなく、目の前で何が起きているのかわかりませんでした。今でも思い出します。今さら心のケアを受けたくないですが、今後は子ども達への心のケアは十分考えてほしいです。(40歳代・女性) 等

### Ⅲ 支援マップ・関係機関一覧

#### 1 支援マップ



相談したい・離れたい・近づいて欲しくない・ケガを治したい

安全な生活を確保するための支援機関	相談・被害申告 (緊急の場合は通報)		<b>警察</b> ・被害者の保護 ・加害者の検挙 ・相談 ・被害発生防止のために必要な措置、援助
	相談・避難		<b>中央こども家庭相談センター</b> ・自立生活の促進 ・被害者の保護(一時保護)
	保護命令申立 仮処分命令申立		<b>地方裁判所</b> ・保護命令(接近禁止命令、退去命令) ・仮処分命令
	受診(ケガ等をした場合)		<b>病院</b> ・治療 ・診断書作成 ・関係支援機関の情報提供 (・被害者の発見・関係機関への通報)
			<b>高田こども家庭相談センター</b> <b>女性センター、市町村、法務局、民間団体 等</b>



別れたい

法的手続きを進めるための支援機関	相談・弁護士の紹介依頼		<b>弁護士会</b>
	相談・援助の申込み		<b>法テラス(日本司法支援センター)</b> ・弁護士の紹介 ・裁判費用の立て替え
	離婚調停申立て		<b>家庭裁判所</b> ※調停離婚(別居中の生活費・養育費・財産分与・慰謝料・親権) ↓ 調停不成立の場合 家庭裁判所 ・判決離婚 ・和解離婚等



自立したい

自立生活促進のための支援機関	社会福祉制度の利用		<b>福祉事務所、市町村相談窓口</b> ↓ ・公営住宅 ・生活福祉資金 ↓ ・母子父子寡婦福祉資金 <b>母子生活支援施設(母子世帯が利用可能)</b>
	住居の確保		<b>県、市町村</b> ・公営住宅
	子どもを預ける		<b>市町村</b> ・保育所 ・ショートステイ
	転校の手続		<b>県・市町村教育委員会</b>
	働く		<b>スマイルセンター、女性センター、しごとセンター、ハローワーク、マザーズコーナー等</b> ・就業相談 ・職業斡旋 ・就業支援講習会



## 2 関係機関一覧

※表示が無い場合、土日・祝日・年末年始は休み

### ●安全な生活を確保するための支援機関

名 称	電話番号	相談日時等
奈良県中央子ども家庭相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	0742-22-4083	電話相談:月～金 9:00～20:00 面接相談:月～金 9:00～16:00
奈良県高田子ども家庭相談センター	0745-22-6079	電話相談:月～金 9:00～16:00 面接相談:月～金 9:00～16:00
(奈良県女性センター) 女性相談コーナー	0742-22-1240	電話相談・面接相談(予約制): 火～金 9:30～18:00、土 9:30～20:00、日・祝 9:30～17:00
(法務省) 女性の人權ホットライン	0570-070-810	電話相談・面接相談(予約制):月～金 8:30～17:15 ※最寄りの法務局・地方方法務局につながります。 ※一部IP電話は対象外。直接下記にお電話ください。
奈良地方方法務局人権擁護課	0742-23-5457	電話相談・面接相談(予約制): 月～金 8:30～17:15
奈良地方方法務局葛城支局	0745-52-4941	
奈良地方方法務局桜井支局	0744-42-2896	
奈良地方方法務局五條支局	0747-22-2484	
(内閣府男女共同参画局) 全国共通ダイヤル「DV相談ナビ」	0570-0-55210	どこに相談すればよいかわからないという方のための案内サービス。 発信地等の情報から最寄りの相談機関に電話が自動転送されます。 ※通話料がかかります。 ※一部IP電話は対象外。
奈良地方裁判所	0742-88-2641	【管轄区域】 奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
奈良地方裁判所葛城支部	0745-53-1012	【管轄区域】 大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、東吉野村
奈良地方裁判所五條支部	0747-23-0261	【管轄区域】 五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村

### 【警察】

※緊急時には最寄りの交番・警察署に駆け込むか、110番通報。

名 称	電話番号	管轄区域等
(奈良県警察本部) ナボくん相談コーナー	(ダイヤル回線) 0742-23-1108 (7ツツ回線)#9110	電話相談:年中無休 24時間 面接相談(予約制)月～金 24時間 ※夜間休日等は当直員が対応します。 ※FAX相談も可(0742-24-0874)
警察署	※各警察署・分庁舎にも相談窓口が設けられています。各警察署の代表番号にお電話ください。	奈良市の東部(旧都祁村区域を除く)および中央部
奈良警察署	0742-20-0110	奈良市の西部
奈良西警察署	0742-49-0110	奈良市の西部
生駒警察署	0743-74-0110	生駒市
郡山警察署	0743-56-0110	大和郡山市
西和警察署	0745-72-0110	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町
天理警察署	0743-62-0110	奈良市(旧都祁村区域のみ)、天理市、山添村、川西町、三宅町、田原本町
田原本警察庁舎	0744-33-0110	
桜井警察署	0744-46-0110	桜井市、宇陀市、曾爾村、御杖村、東吉野村
宇陀警察庁舎	0745-82-0110	
橿原警察署	0744-23-0110	橿原市、高取町、明日香村
高田警察署	0745-22-0110	大和高田市、御所市、葛城市
御所警察庁舎	0745-63-0110	
香芝警察署	0745-71-0110	香芝市、広陵町
五條警察署	0747-23-0110	五條市、野迫川村、十津川村
十津川警察庁舎	0746-63-0110	
吉野警察署	0747-53-0110	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村
さくら警察庁舎	0746-32-0110	

### 【民間団体】

名 称	電話番号	相談日時等
(社福) 奈良いのちの電話	0742-35-1000	電話相談:年中無休 24時間 ※メール相談も可
「女性への暴力」ホットライン奈良	0745-75-3888	電話相談:第2・第4月 10:00～16:00
(特非) なら人権情報センター	0744-33-8824	電話相談:第1・第3水 11:00～16:00 ※メール相談・FAX相談(番号同じ)等も可
(特非) なら人権情報センター河合支局	0745-57-2908	電話相談・面接相談(予約制):火・金 10:00～12:00 13:00～15:00
(公社) なら犯罪被害者支援センター		
電話相談 面接相談	0742-24-0783	電話相談・面接相談(予約制):月～金 10:00～16:00
中南和相談コーナー	0744-23-0783	電話相談・面接相談(予約制):月・火 10:00～16:00
臨床心理士による面接相談	0742-26-6935	面接相談(予約制):水 13:00～16:00
(参画ネットなら) デートDV電話相談	090-8140-8061	電話相談:土 11:00～16:00 ※メール相談も可

【市町村】

※各市町村のDV担当課を記載しています。  
 ※相談に対応する専門の窓口が別に置かれている場合があります。

名 称	電話番号	住 所
奈良市 男女共同参画課	0742-81-3100	奈良市西之阪町12
大和高田市 市民部 人権施策課	0745-22-1101	大和高田市大中100-1
大和郡山市 市民生活部 人権施策推進課	0743-53-1151	大和郡山市北郡山町248-4
天理市 健康福祉部 児童福祉課	0743-63-1001	天理市川原城町605
橿原市 健康部 子育て支援課	0744-22-8984	橿原市畝傍町9-1 保健福祉センター内
桜井市 すこやか未来部 こども未来課	0744-42-9111	桜井市粟殿432-1
五條市 すこやか市民部 保健福祉センター	0747-22-4001	五條市野原西6-1-18
御所市 市民安全部 人権施策課	0745-65-2210	御所市1-3
生駒市 市民部 人権施策課 男女共同参画プラザ	0743-75-0237	生駒市元町1-6-12 生駒シティビル内
香芝市 福祉健康部 子育て支援室	0745-79-7522	香芝市本町1397
葛城市 市民生活部 人権政策課	0745-69-3001	葛城市忍海262-5
宇陀市 市民環境部 人権推進課	0745-82-2147	宇陀市榛原下井足17-3
山添村 総務課	0743-85-0045	山辺郡山添村大西151
平群町 福祉課	0745-45-1001	生駒郡平群町吉新1-1-1
三郷町 総務部 人権施策課	0745-73-2101	生駒郡三郷町勢野西1-1-1
斑鳩町 健康福祉部 福祉子ども課	0745-74-1001	生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12
安堵町 総務課	0743-57-1511	生駒郡安堵町東安堵958
川西市 総務部 総務課	0745-44-2211	磯城郡川西市結崎28-1
三宅町 健康子ども部 子ども未来課	0745-43-3580	磯城郡三宅町伴堂689
田原本町 住民福祉部 健康福祉課	0744-32-2901	磯城郡田原本町890-1
曾爾村 保健福祉課	0745-94-2101	宇陀郡曾爾村今井495-1
御杖村 保健福祉課	0745-95-2001	宇陀郡御杖村菅野368
高取町 福祉課	0744-52-3334	高市郡高取町観音寺990-1
明日香村 健康づくり課	0744-54-2001	高市郡明日香村立部745 健康福祉センター内
上牧町 住民福祉部 福祉課	0745-76-1001	北葛城郡上牧町上牧3350
王寺町 住民福祉部 福祉介護課	0745-73-2001	北葛城郡王寺町王寺2-1-23
広陵町 福祉部 子ども支援課	0745-55-1001	北葛城郡広陵町笠161-2 さわやかホール内
河合町 教育総務部 生涯学習課	0745-57-2271	北葛城郡河合町池部2-13-1 中央公民館内
吉野町 町民課	0746-32-3081	吉野郡吉野町上市80-1
大淀町 住民福祉部 人権住民課 または福祉課	0747-52-5501	吉野郡大淀町桧垣本2090
下市町 健康福祉課	0747-52-0001	吉野郡下市町下市1960
黒滝村 保健福祉課	0747-62-2031	吉野郡黒滝村寺戸77
天川村 健康福祉課	0747-63-9110	吉野郡天川村沢谷60
野迫川村 住民課	0747-37-2101	吉野郡野迫川村北股84
十津川村 福祉事務所	0746-62-0001	吉野郡十津川村小原225-1
下北山村 保健福祉課	07468-6-0015	吉野郡下北山村浦向375 下北山村保健センター内
上北山村 住民福祉課	07468-2-0001	吉野郡上北山村河合330
川上村 住民福祉課	0746-52-0111	吉野郡川上村迫1335-7
東吉野村 住民福祉課	0746-42-0441	吉野郡東吉野村小川99

● 法的手続きを進めるための支援機関

※下記の他、お住まいの市町村役場で法律相談が実施されている場合があります。  
 ※裁判所は、身の上相談や法律相談、電話による手続案内等は受け付けていません。

名 称	電話番号	受付時間等	管轄区域
奈良弁護士会			
弁護士紹介センター	0742-22-2035	電話予約:月～金 9:30～17:00 ※web予約も可	
中南和法律相談センター	0742-22-2035	電話予約:月～金 9:30～17:00	大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
法テラス（日本司法支援センター）			
法的トラブル	0570-078374 IP電話からは 03-6745-5600	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00	
犯罪被害	0570-079714 IP電話からは 03-6745-5601		
奈良家庭裁判所	0742-88-6521 0742-88-6522		奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
奈良家庭裁判所葛城支部	0745-53-1774		大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、東吉野村
奈良家庭裁判所五條支部	0747-23-0261		五條市、野迫川村、十津川村
奈良家庭裁判所吉野出張所	0747-52-2490		吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村
(奈良地方検察庁) 被害者ホットライン（被害者相談室）	0742-27-6861	月～金 8:30～17:00 FAX可（番号同じ）	

● 自立生活促進のための支援機関

名 称	電話番号	相談日時等
奈良県中央子ども家庭相談センター (児童相談部門)	0742-26-3788	月～金 9:00～17:00 ※子どもへの虐待など、緊急の通告は、休日・夜間にかかわらず、24時間受け付けています。
奈良県高田子ども家庭相談センター	0745-22-6079	
(奈良県女性センター) 働く女性支援相談コーナー	0742-27-2302	火～土 9:30～12:30 13:30～17:00(予約制)
奈良県スマイルセンター (母子家庭等就業・自立支援センター)	0742-24-7624	月～土 9:00～17:00 ※メール相談も可
奈良県子育て女性就職相談窓口	0742-24-1150	月～土 9:00～17:00(予約制)
奈良県奈良しごとiセンター	0742-23-5730	月～土 9:00～17:00
ならジョブカフェ	0742-23-5730	月～土 10:00～18:00 おおむね35歳未満(40代前半までの不安定就労者を含む)の求職者対象
奈良県高田しごとiセンター	0745-24-2010	月～土 9:00～17:00
(※母子生活支援施設について)		※お住まいの地域の福祉事務所にお問い合わせください。
(※公営住宅について)		※お住まいの地域の福祉事務所または奈良県住宅課(0742-27-7539)にお問い合わせください。
(※保育園について)		※お住まいの市町村保育担当課にお問い合わせください。
奈良県教育委員会事務局（県立高等学校）	0742-22-1101	月～金 8:30～17:15
奈良県文化振興課（私立高等学校）	0742-22-1101	月～金 8:30～17:15

【ハローワーク、マザーズコーナー】

名 称	電話番号	相談日時	管轄区域
ハローワーク奈良	0742-36-1601	月・水・金 8:30～17:15 火・木 8:30～18:00 第2・第4土 10:00～17:00	奈良市、天理市、生駒市、山添村
マザーズコーナー	0742-36-8614	月～金 8:30～17:15	
ハローワーク大和高田	0745-52-5801	月～金 8:30～17:15	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
マザーズコーナー	0745-52-5801	月～金 8:30～17:15	
ハローワーク桜井	0744-45-0112	月～金 8:30～17:15	桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、東吉野村
マザーズコーナー	0744-45-0112	月～金 8:30～17:15	
ハローワーク下市	0747-52-3867	月～金 8:30～17:15	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村
ハローワーク大和郡山	0743-52-4355	月～金 8:30～17:15	大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町

## 【福祉事務所】

※ 利用したい制度等により担当課が異なる場合があります。  
原則として市役所等の代表番号を記載しています。

名 称	電話番号	住 所	管轄区域
県 中和福祉事務所	0744-48-3020	橿原市常盤町605-5 奈良県橿原総合庁舎内	山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
			吉野福祉事務所
奈良市福祉事務所	0742-34-1111	奈良市二条大路南1-1-1	市内全域
大和高田市社会福祉事務所	0745-22-1101	大和高田市大中100-1	市内全域
大和郡山市福祉事務所	0743-53-1151	大和郡山市北郡山町248-4	市内全域
天理市社会福祉事務所	0743-63-1001	天理市川原城町605	市内全域
橿原市福祉事務所	0744-22-4001	橿原市畝傍町9-1 保健福祉センター内	市内全域
桜井市社会福祉事務所	0744-42-9111	桜井市栗殿432-1	市内全域
五條市福祉事務所	0747-22-4001	五條市本町1丁目1-1	市内全域
御所市社会福祉事務所	0745-62-3001	御所市1番地3	市内全域
生駒市福祉事務所	0743-74-1111	生駒市東新町8-38	市内全域
香芝市福祉事務所	0745-79-7151	香芝市逢坂1-374-1 総合福祉センター内	市内全域
葛城市福祉事務所	0745-48-2811	葛城市長尾85番地	市内全域
宇陀市福祉事務所	0745-82-8000	宇陀市榛原下井足17-3	市内全域
十津川村福祉事務所	0746-62-0001	吉野郡十津川村小原225-1	村内全域

## IV 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則(第一条・第二条)

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

#### 第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

#### 第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

#### 第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

#### 第五章の二 補則(第二十八条の二)

#### 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立

を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
  - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
  - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者

からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心<sup>しゆう</sup>を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生

命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命

令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための

方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
    - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
    - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用
- 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

#### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

## V 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（概要）

平成25年12月26日  
内閣府、国家公安委員会、  
法務省、厚生労働省告示第1号

※ 平成26年10月1日 一部改正

### 第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

#### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

#### 2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月の法改正を経て、平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

#### 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

##### (1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

##### (2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

### 第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

#### 1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい

事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

## 2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

## 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

### (1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

### (2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

## 4 被害者からの相談等

### (1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

### (2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

### (3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

#### (4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

### 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

#### (1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

#### (2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

#### (3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

### 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

#### (1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適切な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

#### (2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

### (3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

### (4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

## 7 被害者の自立の支援

### (1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

### (2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

### (3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

### (4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

### (5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等に

においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

#### (6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

#### (7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

#### (8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

#### (9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

### 8 保護命令制度の利用等

#### (1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

#### (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

## ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

## イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

## 9 関係機関の連携協力等

### (1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

### (2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

### (3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

### (4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

## 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

### (1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に

十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

#### (2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

### 11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

### 12 教育啓発

#### (1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

#### (2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

### 13 調査研究の推進等

#### (1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

#### (2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

### 14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

### 第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

#### 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

##### (1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

##### (2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

## VI 配偶者等からの暴力被害者支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 近年、配偶者等からの暴力が社会問題化しており、配偶者等からの暴力被害者の保護及び自立支援が大きな課題となっている。

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、心や体に大きな傷を与えるだけでなく、生命の危険に至ることもある。

また、被害者の多くは女性であり、自立やその児童の健全育成を図る上で、住宅、就業、経済面等様々な支援を必要とする。

こうした状況を踏まえ、各関係機関が連携を図り、被害者の保護及び自立支援を行うことを目的として配偶者等からの暴力被害者支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (活動)

第2条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 配偶者等からの暴力被害者の保護及び自立支援を行う上での情報交換
- (2) 配偶者等からの暴力被害者の保護及び自立支援を行うための連携体制の確立
- (3) 「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の進行管理、見直し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者等からの暴力を防止するために必要な活動

2 協議会は、前項の活動を推進する上で必要があれば、別に検討会議等を設置することができる。

### (委員の構成)

第3条 協議会は、委員をもって構成し、その委員は次に掲げる者とする。

- (1) 別表第1に掲げる団体からの推薦を受けた者
- (2) 別表第2に掲げる関係機関の所属長

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員の中から委員長及び副委員長各1名を選出する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は協議会の運営及び総括に当たり、副委員長は委員長を補佐する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、委員長の要請に基づき、必要に応じてこども家庭課長が招集する。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、奈良県健康福祉部こども・女性局こども家庭課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

分野	団体
人権福祉関係	奈良県民生児童委員連合会 奈良県家庭相談員連絡協議会 社会福祉法人奈良いのちの電話協会 「女性への暴力」ホットライン奈良 部落解放同盟奈良県連合会 女性部 特定非営利活動法人なら人権情報センター 公益社団法人なら犯罪被害者支援センター
保健医療関係	一般社団法人奈良県医師会 公益社団法人奈良県看護協会
司法関係	奈良弁護士会 日本司法支援センター奈良地方事務所

別表第2（第3条関係）

分野	関係機関
人権福祉関係	奈良県健康福祉部地域福祉課 奈良県健康福祉部保険指導課 奈良県健康福祉部こども・女性局女性活躍推進課 奈良県健康福祉部こども・女性局こども家庭課 奈良県くらし創造部人権施策課 奈良県中央こども家庭相談センター 奈良県女性センター 奈良市市民活動部男女共同参画課
保健医療関係	奈良県医療政策部地域医療連携課 奈良県医療政策部保健予防課
司法警察関係	奈良県警察本部人身安全対策課 奈良地方法務局人権擁護課 奈良地方検察庁捜査部門共同捜査担当
その他	奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課 奈良県教育委員会事務局生徒指導支援室 奈良公共職業安定所 奈良県市長会の推薦を受けた市の担当課 奈良県町村会の推薦を受けた町村の担当課

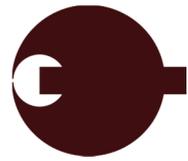
奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）  
平成30年3月

---

発行 奈良県 健康福祉部 こども・女性局 こども家庭課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
TEL 0742-27-8678





奈良県